

令和 7 年度

整備主任者研修 法令研修

【地方教材】

東北運輸局青森運輸支局

目 次

＜令和 7 年度整備主任者法令研修地方教材＞

1. 審査事務規程の一部改正について	・ ・ ・ ・ 1
2. 自動車整備事業規則のアップデートについて	・ ・ ・ ・ 1 5
3. 整備事業者向け研修資料（O B D 検査の概要）	・ ・ ・ ・ 2 3
4. O B D 検査対象車型式一覧	・ ・ ・ ・ 3 4
5. 小型二輪 O S S はじまります。	・ ・ ・ ・ 4 3
6. 指定整備事業者の処分状況一覧表（令和 6 年度）	・ ・ ・ ・ 4 4

審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時ににおける燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
- ② 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 14 日国土交通省令第 66 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 6 年 3 月 29 日国土交通省告示第 269 号、令和 6 年 6 月 14 日国土交通省告示第 518 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

令和 6 年 10 月 1 日（1.（1）②の規定については令和 6 年 10 月 28 日）

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）別添 1（試験規程（TRIAS））の一部改正を行う。

(1) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（3 項目）

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| ① TRIAS 44-R046(1)-02 | 後写鏡等試験（協定規則第 46 号） |
| ② TRIAS 44-R046(1-2)-02 | 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第 46 号） |
| ③ TRIAS 44-R046(2)-03 | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号） |

(2) 付表等について修正および項目の追加等（13 項目）

- | | |
|--------------------------|---|
| ① TRIAS 11-R079-04 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| ② TRIAS 12-R013-03 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号） |
| ③ TRIAS 12-R078-05 | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号） |
| ④ TRIAS 12-R140-02 | 横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号） |
| ⑤ TRIAS 17-R134(5)-02 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号） |
| ⑥ TRIAS 17(2)-J111(3)-02 | 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験（取付・強度） |
| ⑦ TRIAS 21-R167-01 | 直接視界に係る自動車の試験 |
| ⑧ TRIAS 22-R017(1)-04 | 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等）） |
| ⑨ TRIAS 22(5)-R145-02 | 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号） |
| ⑩ TRIAS 31-J042R154-04 | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号） |
| ⑪ TRIAS 31-J119-02 | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験 |
| ⑫ TRIAS 43(10)-001-01 | 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験 |
| ⑬ TRIAS 44(2)-R158-01 | 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号） |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

3. 1. の改正に伴う「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正。

2. 関係する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年9月20日 国土交通省告示第1172号）

3. 施行日

施行日 令和6年11月1日

審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。
[6-105 の 2、7-105 の 2、9-14]
- ② 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]
 - 車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

令和 7 年 1 月 6 日

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）別添 1（試験規程（TRIAS））の一部改正を行う。

(1) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（2 項目）

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| ① TRIAS 17(2)-R100(1)-03 | 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両）） |
| ② TRIAS 43(7)-R138-03 | 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号） |

(2) 付表等について修正および項目の追加等（20 項目）

- | | |
|---------------------------|--|
| ① TRIAS 11-R079-04 | かじ取装置試験（協定規則第 79 号） |
| ② TRIAS 12-R013-03 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験 |
| ③ TRIAS 12-R013H-03 | 乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号） |
| ④ TRIAS 17(2)-R155-01 | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く）に限る）） |
| ⑤ TRIAS 30-R041-03 | 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号） |
| ⑥ TRIAS 31-J042R154-05 | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号） |
| ⑦ TRIAS 32-J052R048-06 | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験 |
| ⑧ TRIAS 32-R053-02 | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号） |
| ⑨ TRIAS 32-R149-02 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯）） |
| ⑩ TRIAS 33(2)-R149-02 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（側方照射灯）） |
| ⑪ TRIAS 35-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器）） |
| ⑫ TRIAS 35(2)-R148-02 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（側方灯）） |
| ⑬ TRIAS 35(2)-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器）） |
| ⑭ TRIAS 38-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器）） |
| ⑮ TRIAS 38(2)-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器）） |
| ⑯ TRIAS 38(3)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（再帰反射材）） |
| ⑰ TRIAS 41-R148-02 | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器）） |
| ⑱ TRIAS 43(4)-R150-02 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材）） |
| ⑲ TRIAS 43(10)-001-01 | 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験 |
| ⑳ TRIAS 43(10)-R165(2)-01 | 車両後退通報装置試験 |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

3. 1. の改正に伴う「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正。（新設項目無し）

2. 関係する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年1月10日国土交通省告示第12号）

3. 施行日

施行日 令和7年1月31日

審査事務規程の一部改正について（第 63 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 新規検査等における書面審査関係 [別添 2]
 - 別添 2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則 1～4 から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
 - 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
 - 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。
- ② 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添 3]
 - 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
 - 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）及び車両諸元概要表（第 2 号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。
- ③ 令和 7 年 4 月 1 日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の 2 か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日に変更します [4-25] [様式 16]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年 6 月 25 日国土交通省令第 67 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 7 年 2 月 28 日国土交通省告示第 155 号）

3. 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

（ただし、並行輸入二輪自動車の複数台数届出は令和 7 年 10 月 1 日）

審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

- ① 自動車型式認証実施要領別添 1 第 18 及び共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第 17 の「自動車の検査時に必要な情報」の内容及びその受領方法等を明示します。[2-7]

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 7 年 1 月 10 日国土交通省令第 1 号、令和 7 年 2 月 28 日国土交通省令第 9 号、令和 7 年 6 月 17 日国土交通省令第 68 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 7 年 1 月 10 日国土交通省告示第 12 号、令和 7 年 2 月 28 日国土交通省告示第 155 号、令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号）

3. 施行日

令和 7 年 7 月 31 日

新

旧

4-7-1 審査の実施方法 (1) ～ (2) (略) (3) 継続検査 ① 構造に関する審査 (その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 <u>この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)」(平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号)及び「[「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)」の細部取扱いについて] (平成7年11月16日付け自技第235号)を踏まえて審査するものとする。</u> <u>なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。</u> ア～エ (略) ②～③ (略) (4) ～ (10) (略) 4-7-2 (略) 4-7-3 審査継続 (1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に4-7-2に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3の規定にかかわらず、審査当日から起算して15日(証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。)までを限度として審査を継続することができる。 ①～④ (略) (2) ～ (4) (略) (5) 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から起算して15日を超えても行われない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。 4-8 (略)	4-7-1 審査の実施方法 (1) ～ (2) (略) (3) 継続検査 ① 構造に関する審査 (その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 どうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 ① 構造に関する審査 (その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。
4-7-1 審査の実施方法 (1) ～ (2) (略) (3) 継続検査 ① 構造に関する審査 (その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 どうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。	4-7-1 審査の実施方法 (1) ～ (2) (略) (3) 継続検査 ① 構造に関する審査 (その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 どうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。

① (略) ② UN R165-00 の 6. に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準 ア～イ (略) ウ 車両後退通報装置の通報音発生装置の<u>周囲に通報音の開放部が設けられていること。</u> エ (略) ③ (略) (3) ～ (4) (略) 6-105 の 2-3～6-105 の 2-4 (略) 6-106～6-107 (略) 6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 (略) 6-108-2 性能要件 (1) (略) (2) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を次に掲げる基準に適合するよう取付けたものは、(1) ②の基準に適合するものとする。 この場合において、①から⑤までに規定する基準については視認等により、⑥及び⑦に規定する基準については書面等により審査するものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ カメラ取付部周辺の車体その他の構造物は、<u>細目告示</u>別添 129 「後方視界看視装置の技術基準」 3. 1. 1. の要件に影響を与えるものでないこと。 (3) (略) 6-108-3～6-108-4 (略) 6-109～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-10 (略) 7-11 走行装置 7-11-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鑄出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。(細目告示第 11 条第 1 項、第 89 条第 3 項関係) ①～③ (略) ④ <u>FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT (United States Department of Transportation) マーク (表示例：DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E)</u>	① (略) ② UN R165-00 の 6. に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置を備える場合にあっては次に掲げる全ての基準 ア～イ (略) ウ 車両後退通報装置の通報音発生装置が、<u>完全に覆われていないこと。</u> エ (略) ③ (略) (3) ～ (4) (略) 6-105 の 2-3～6-105 の 2-4 (略) 6-106～6-107 (略) 6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 (略) 6-108-2 性能要件 (1) (略) (2) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を次に掲げる基準に適合するよう取付けたものは、(1) ②の基準に適合するものとする。 この場合において、①から⑤までに規定する基準については視認等により、⑥及び⑦に規定する基準については書面等により審査するものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ カメラ取付部周辺の車体その他の構造物は、別添 129 「後方視界看視装置の技術基準」 3. 1. 1. の要件に影響を与えるものでないこと。 (3) (略) 6-108-3～6-108-4 (略) 6-109～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-10 (略) 7-11 走行装置 7-11-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鑄出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。(細目告示第 11 条第 1 項、第 89 条第 3 項関係) ①～③ (略) (新設)
--	---

新	旧
<u>⑤～⑥</u> (略) (3) ～ (5) (略) 7-11-2～7-11-4 (略) 7-11-5 従前規定の適用① 平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 5 条関係) 7-11-5-1 性能要件 (1) (略) (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③ (略) <u>④ FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT (United States Department of Transportation) マーク (表示例: DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E)</u> <u>⑤～⑥</u> (略) (3) ～ (6) (略) 7-11-6 従前規定の適用② 平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 7-11-6-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③ (略) <u>④ FMVSS 110 又は FMVSS 120 に基づきホイール製作者が表示した DOT (United States Department of Transportation) マーク (表示例: DOT、DOT-T、T-DOT、DOT-E)</u> <u>⑤～⑥</u> (略) (3) ～ (4) (略) 7-11-7 (略) 7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。<u>い。</u>(細目告示第 12 条第 3 項関係、細目告示第 90 条第 3 項関係) ① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。	<u>④～⑤</u> (略) (3) ～ (5) (略) 7-11-2～7-11-4 (略) 7-11-5 従前規定の適用① 平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 5 条関係) 7-11-5-1 性能要件 (1) (略) (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③ (略) <u>(新設)</u> <u>④～⑤</u> (略) (3) ～ (6) (略) 7-11-6 従前規定の適用② 平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 7-11-6-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。 ①～③ (略) <u>(新設)</u> <u>④～⑤</u> (略) (3) ～ (4) (略) 7-11-7 (略) 7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。<u>こ。</u>(細目告示第 12 条第 3 項関係、細目告示第 90 条第 3 項関係) ① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5 の 5. 及び 6. に適合すること。

注：「技術基準等」欄の協定期則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

(削除)

(削除)

(2) 自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車

〔検査種別〕

新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を含む。）の検査に限る。）

〔自動車の種類〕

次に掲げる変更をする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が 9 人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）

ア 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車

イ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トン以下の乗用自動車

ウ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トンを超える乗用自動車

エ 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車

注 1：「技術基準等」欄の協定期則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

注 2：○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができ、一印は該当しないことを示す。

(2) 技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車）

(1) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車という。

(3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（個別届出自動車）

次の①若しくは②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は③に掲げる自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定期則）
第 4 条の 2	7-5	細目告示別添
軸重等	軸重等	牽引自動車の軸重に関する技術基準
		114

② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等（(1)の表に掲げるものの。）の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）。

ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更（(7) から (ハ) の別）

(7) 乗車定員 9 人以下の乗用自動車

(イ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t 以下の乗用自動車

(ウ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t を超える乗用自動車

(エ) 車両総重量が 3.5t 以下の貨物自動車

新

才 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
力 車両総重量が12トンを超える貨物自動車
※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に
移行する指定自動車等を除く。）
ア 11人以上
イ 10人

③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたと
きの種別に変更する指定自動車等を除く。）
ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
イ 軽から普通又は小型に変更
ウ 普通又は小型から軽に変更

④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン
以下から10トン超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トン超え11.5
トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

(3) 特定の大型特殊自動車

〔検査種別〕

新規検査又は予備検査

〔自動車の種類〕

自動車の種類について、小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車
とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及
び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影
響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

(削除)

(4) 特定の被牽引自動車

〔検査種別〕

新規検査、予備検査又は構造等変更検査

〔自動車の種類〕

次の①又は②に掲げる被牽引自動車とする。

ただし、次の(7)から(エ)までに掲げる自動車を除く。

(7) 代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及
び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基
準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）

(1) 本則4-14 (2) に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並

旧

(4) 車両総重量が3.5tを超え12.0t以下の貨物自動車
(9) 車両総重量が12.0tを超える貨物自動車

イ 乗車定員の変更 (11人以上、10人の別)

ウ 自動車の種別の変更 (普通、小型、軽の別)

(新設)

③ 小型特殊自動車の構造・装置を変更し、法第59条の規定による新規検査又は
法第71条の規定による予備検査を受けようとする自動車。(1) 又は (2) に掲
げるものを除く。

(4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変
更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊
自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（代表届出自動車）

(3) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数
あることから代表届出する自動車をいう。

(5) 特定の被牽引自動車

用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、認証工場の機器要件を見直す

廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器 (3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器 (3つ)
→ 普通 (大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器 (3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

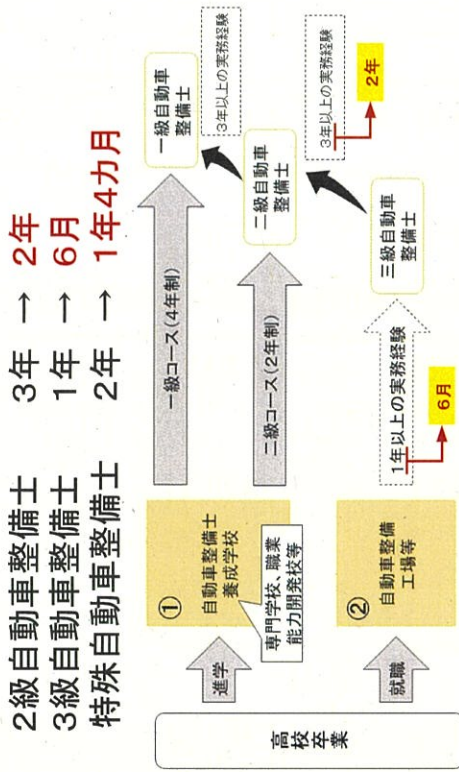
※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直し
については、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を1級自動車整備士に限る

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための
実務経験期間を短縮 (座学で補完)



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、携帯電話等への「電子的方法」による保存でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)
⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、オンライン方式を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、目視に代えて、スキャンツール等による確認でも可とする範囲を拡大する

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

追加

タイヤの傾きを測定する機器※

小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器 整備用スキャンツール等で代替可

電子整備に必要な



① トーインゲージ



② キャンバー
キャスタ
ゲージ



③ ターニング
ラジアス
ゲージ



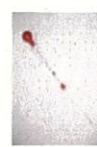
④ ホイール
プーラ



⑤ グリースガン/
シャシ・ブルブリケータ



⑥ ベアリング
レースプーラ



⑦ 比重計



⑧ エンジン
タコメータ



⑨ タイミング
ライト



⑩ 整備用
スキャンツール

設置を不要とする

※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き
設置を不要とする

⑦はバッテリーテスタ、

⑧⑨は整備用スキャンツール
があれば設置を不要とする

認証の

新規取得時等から
義務付け

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

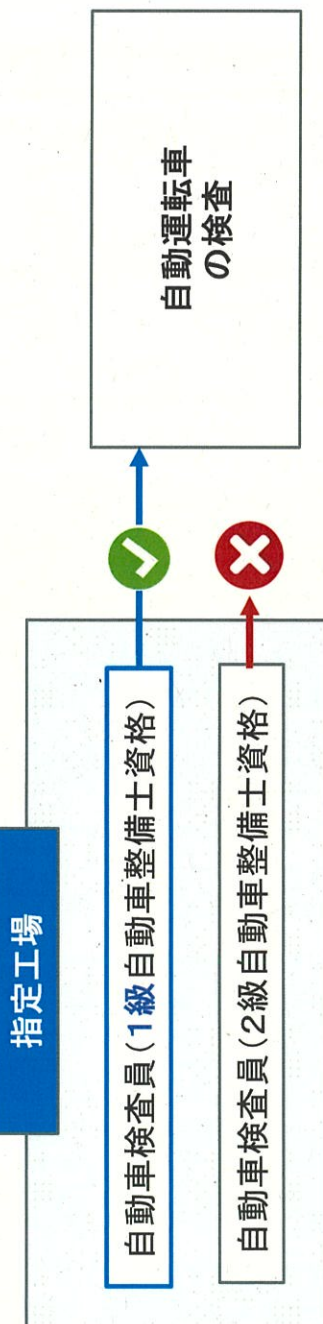
- 指定工場における検査は、「自動運転車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要（省令）

自動運転車（レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両）の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
 施 行：令和11年4月1日
 その他：施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

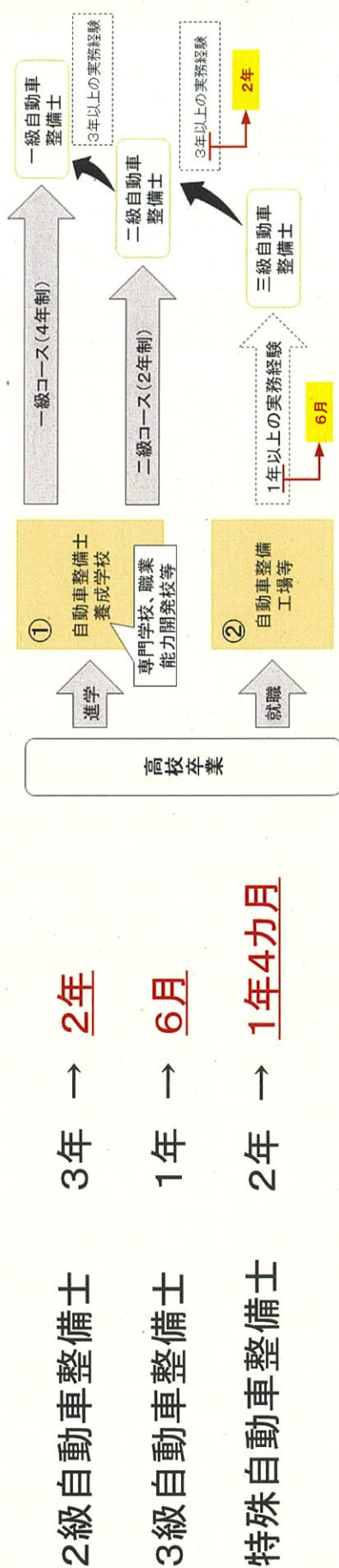
- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
 ※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
- そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要（省令）

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
 施 行：公布の日

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかねばならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行われなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要（告示）

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置（ブレーキ・ブースター）の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例：ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの
床板とのすき間の確認



ペダルと床のすき間



（従来）

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



（今後）

- ・ スキャンツール等による確認でも可

195秒/台 の作業時間削減（平均）

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：令和7年10月8日

1.整備事業者向け研修資料 (OBD検査の概要)

独立行政法人 自動車技術総合機構

9. OBD検査対象の車両について

Point OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証

備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

電子車検証

- 以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。
- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
 - 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
 - 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

事 務 連 絡
令和7年7月17日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）

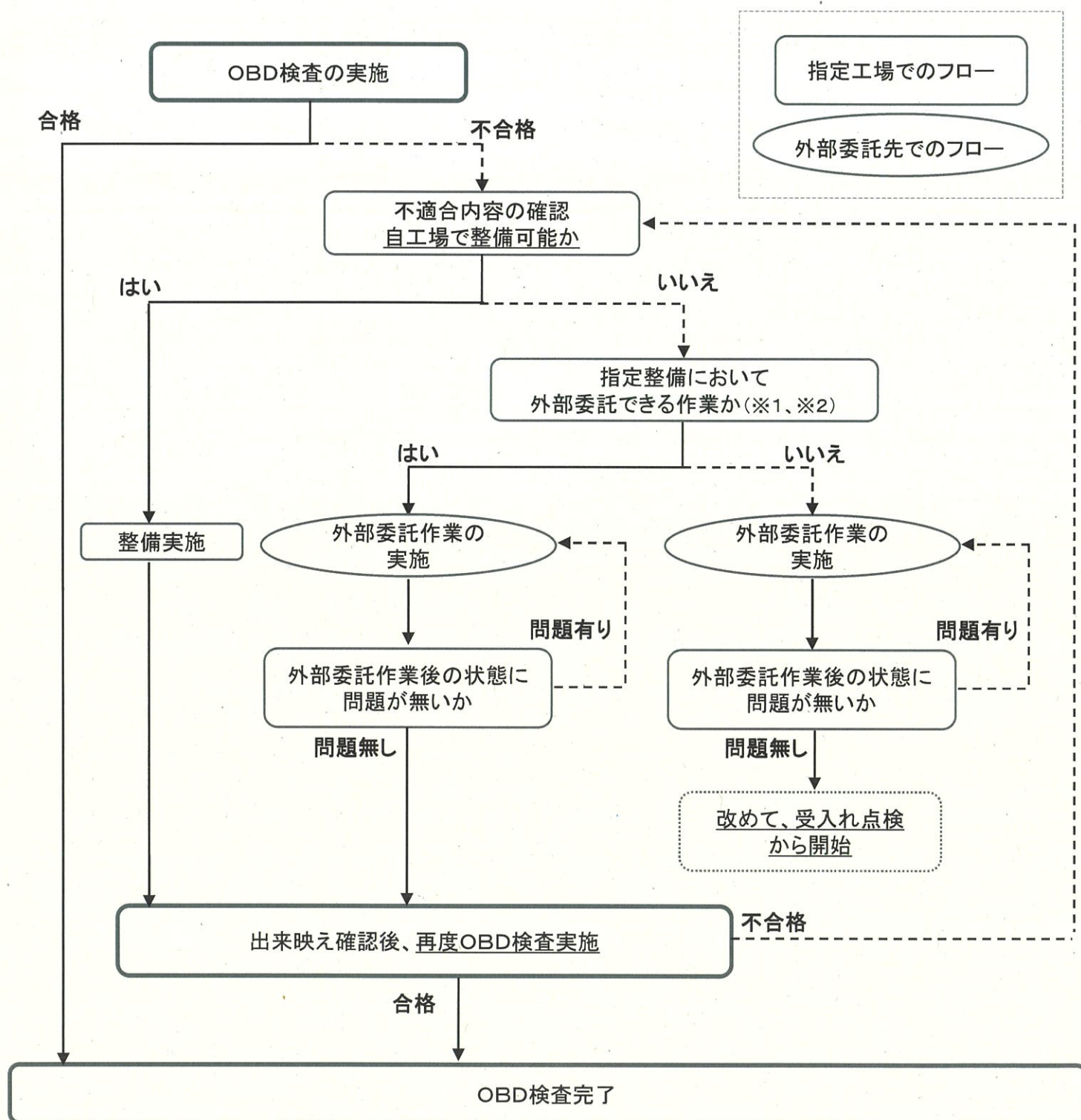
標記について、令和6年10月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（OBD検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

ついては、指定工場におけるOBD検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD 検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

障害時等の「特例措置」

参考資料4

○ OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、**特例措置(テルテール確認による可否判定に切り替える)**を実施可能。

対象

- ① OBD検査用サーバーの障害
- ② 通信障害・電力障害
- ③ OBD検査用サーバーのアップデートなど整備工場の責でない機構が認められた場合
- ④ アップデート時にエラーが発生した場合

対象外

- 自社の保有する機器の障害
- 『OBD確認』を行う場合
- 検査用スキャンツール または
自動車のOBDの不具合によるもの

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断

特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。

通達

- ①～③「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)
- ④「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について」(令和6年7月30日付け国自整第98号)

パターン1 機構による障害認定

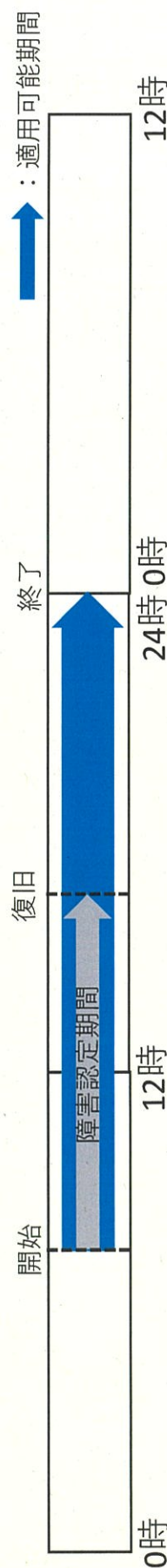
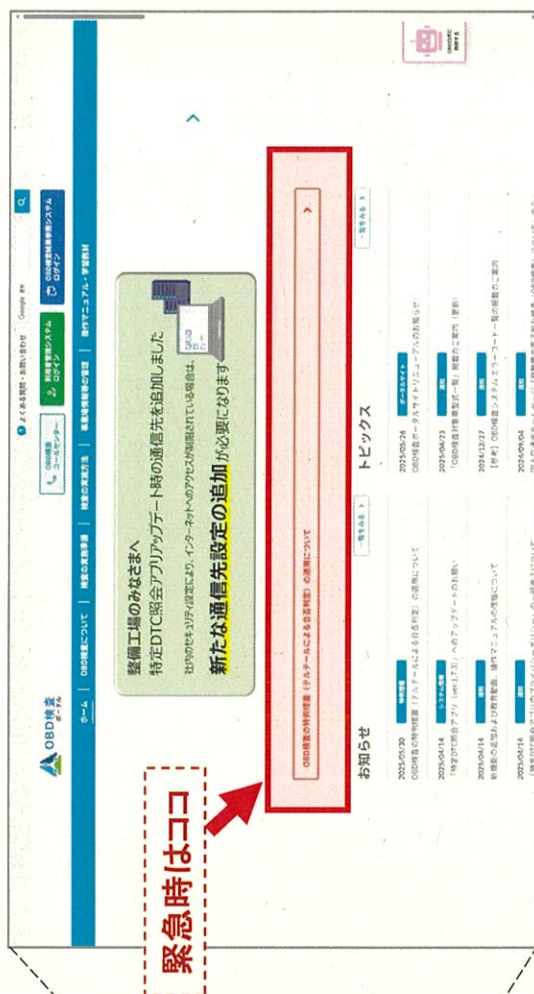
①サーバー障害、②通信・電力障害

適用の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

特例措置を適用可



特例措置は障害認定日から復旧日の24:00まで適用可能

パターン2 整備工場による判断

②通信・電力障害 (の場合のみ)

適用の流れ

起動できない

通信会社/電力会社に確認

特例措置を適用可

別紙 (様式例)

通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●●年●●月●●日
●●自動車整備工場

・確認記録
・適用日時
を2年間保存

☐ 通信・電力障害の発生を認識した日時
(記載例)
・令和●●年●●月●●日 ●時●分

☐ 通信・電力障害の確認方法
(記載例)

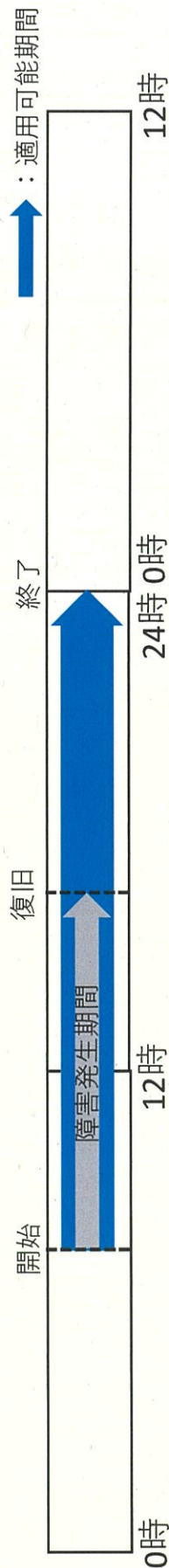
・通信会社 (●●株式会社) のホームページより確認
・電力会社 (●●株式会社) のコールセンターに確認

☐ 通信・電力障害の発生を確認した日時
(記載例)
・令和●●年●●月●●日 ●時●分

☐ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
(記載例)

・国土 太郎 (自社自動車検査員)
・交通 次郎 (自社事務員)

☐ 通信会社・電力会社のホームページの写し (あれば添付)



特例措置は障害発生を確認してから障害発生日の24:00まで適用可能

パターン3 機構が認めた期間のみ

③OBD検査用サーバーのアップデートなど 整備工場の責でないもの

適用の流れ

起動できない

コールセンター
に確認

OBD検査
ポータルを確認

特例措置を適用可

お知らせ

2025/06/13 システム情報

OBD検査システムのメンテナンスに伴うシステム停止について (6月28日～29日)

OB検査ポータル

ホーム | OBD検査について | 検査の実施準備 | 検査の実施方法 | 事業情報等の管理 | 検定マニュアル・学習教材

OB検査ポータル | 利用登録システム | OBD検査ポータル | OBD検査ポータル

OBD検査システムメンテナンス予定日時

令和7年6月28日(土) 21:00～6月29日(日) 6:00

※作業状況により終了時間が前後する場合がございます。

※作業が完了しましたら、OBD検査ポータルでお知らせいたします。

【特例措置適用日時】

6月28日(土) 21:00～6月29日(日) 6:00

※作業終了時刻が受も上記期間までは適用が可能です。

※作業終了時刻が遅れた場合はOBD検査ポータルにて適用日時の変更をお知らせします。

【OBD検査の特例措置】

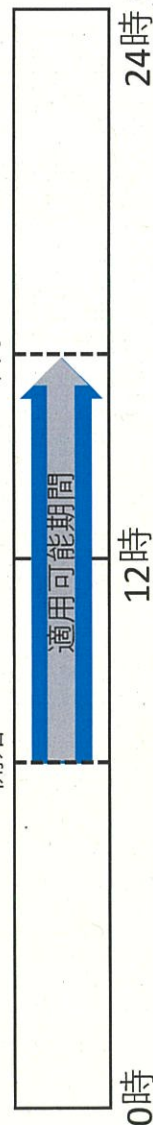
機関による検査に代え、異常を示すテスターが継続して点灯又は高減速していないことを確認することにより適用と判断することができます。

(特例措置の扱い「OBD確認」には適用されません。)

適用可能期間はココ

開始

終了



特例措置は機構が認めた期間のみ適用可能

パターン4 特例番号受領

④アップデートエラー時の特例

- 利用者端末の環境により特定DTC照会アプリのアップデート失敗によりOBD検査が実施できない場合についても、特例措置の対象に該当。
- 事象が発生した事業場からOBD検査コールセンターに連絡していただき、コールセンターにより次のとおり対応。
- ▶ **特例措置が可能であることを説明する**
 - ▶ **連絡者から特例措置で検査をする意思が確認されたら「特例番号」を付与する**
- 付与状況（事業場名）を
機構から国土交通省に報告
- | | | | |
|----|---|---|------|
| 後軸 | 左 | N | |
| 計 | | N | 車両重量 |
- 受領した特例番号により、特例措置にて検査を実施し、**特例番号を指定整備記録簿に記録。**

〔 密 軸 左 〕	N	N	N/kg	N/kg	主 × 1
計	N	N	N/kg	N/kg	副 × 1
手動	N		kg		

光 度

ORBD検査特例適用
 確認日：令和〇年〇月〇日 〇時〇分
 テルリー点灯点灯・点滅なし
 特例番号：UD12-241234-123

非常手段
 等の方法と
 結果

特別番号受領の考え方

解消しない場合に限らない

- ・解消するかしないかわからない段階で受領できる。
- ・受領後、解消したかどうかの連絡をする必要はない。

受領の要否は事業者の意思による

- ・事業場が、解消前にOBD検査を実施する可能性がある等、受領の意思があれば、コールセンターは付与する。
- ・受領後に、実際に特例番号によりOBD検査を実施するかどうかも、事業場が判断する。
- ・結果、事業者が受領した特例番号を使用しなくても、コールセンターへの連絡は不要。

『OBD確認』は対象外

- ・対象とするのは法令で実施が必須である『OBD検査』のみ。
- ・つまり、付与の対象は**指定工場のみ**、認証工場は対象外。

有効期間は当日中

- ・特例番号でOBD検査を実施できるのは受領した当日限り。
(当日中は、1つの特例番号で複数台の実施が可。)
- ・翌日以降も同じ状況が続く場合、再度受領する。

検査後に受領すること可

- 事業者は、コールセンター対応時間外にこの状況になった場合、先に検査を実施し、翌日に受領することも認められる。

Microsoft社によるWindows10のサポート終了について

参考資料8

背景

- 現状、OBD検査システムの動作環境はWindows10及びWindows11において保証されている
- Microsoft社よりWindows10は令和7年(2025年)10月14日にサポートを終了する旨が発表されている
- (独)自動車技術総合機構では、当該サポート終了日をもって、ただちにWindows10を搭載した端末への「特定DTC照会アプリ」の配布を停止することはしないものの、動作保証はされず、Microsoft社による改修内容によっては、その影響を受けて、これらの端末で「特定DTC照会アプリ」等を使用できなくなる可能性がある

お願いと今後の予定

- 現在、OBD検査にWindows10を搭載した端末を使用している場合、令和7年(2025年)10月14日までにOSをWindows11とすることを推奨
 - ・Microsoft社は、Windows10からWindows11への無償アップデートを実施中(令和7年5月現在)
 - ・今後、新たに端末を購入される場合には、OSがWindows11であることを確認してください
- 今後の予定
 - ・令和7年(2025年)6月～7月頃
OBD検査ポータルや特定DTC照会アプリ(メニュー画面)のお知らせにて今後の対応の周知開始
 - ・令和7年(2025年)10月頃
Windows10サポート終了に伴い特定DTC照会アプリ32bit版のダウンロードリンク削除
(Windows11では32bit版がサポートできないため)
すでにダウンロード済の方は当面使用することが可能です

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
56 トヨタ	5AA-TZSH35	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	
57 日野	ZAB-XED100V	DUTRO Z EV	普通・貨物	令和6年10月1日	
58 日野	ZAB-XED100	DUTRO Z EV	普通・貨物	令和6年10月1日	
59 ダイハツ	5BA-LA850S	ムーヴ キャンバス/ムーヴ	軽・乗用	令和6年10月1日	
60 ダイハツ	5BA-LA880S	ムーヴ キャンバス/ムーヴ	軽・乗用	令和6年10月1日	
61 ホンダ	6BA-FL5	シビック	普通・乗用	令和6年10月1日	
62 マツダ	4AA-MJ55S	フレア	軽・乗用	令和6年10月1日	
63 UDT-ラックス	2RG-CD5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
64 UDT-ラックス	2RG-CD5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
65 UDT-ラックス	2RG-CD5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
66 UDT-ラックス	2RG-CD5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
67 UDT-ラックス	2RG-CD5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
68 UDT-ラックス	2RG-CD5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
69 UDT-ラックス	2PG-CD5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
70 UDT-ラックス	2PG-CD5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
71 UDT-ラックス	2PG-CD5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
72 UDT-ラックス	2PG-CD5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
73 UDT-ラックス	2PG-CD5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
74 UDT-ラックス	2PG-CD5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
75 UDT-ラックス	2RG-CW5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
76 UDT-ラックス	2RG-CW5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
77 UDT-ラックス	2RG-CW5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
78 UDT-ラックス	2RG-CW5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
79 UDT-ラックス	2PG-CW5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
80 UDT-ラックス	2PG-CW5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
81 UDT-ラックス	2PG-CW5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
82 UDT-ラックス	2PG-CW5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
83 UDT-ラックス	2RG-0X5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
84 UDT-ラックス	2RG-0X5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
85 UDT-ラックス	2PG-0X5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
86 UDT-ラックス	2PG-0X5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
87 UDT-ラックス	2RG-CG5EL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
88 UDT-ラックス	2RG-CG5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
89 UDT-ラックス	2RG-CG5DA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
90 UDT-ラックス	2RG-CG5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
91 UDT-ラックス	2RG-CG5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
92 UDT-ラックス	2RG-CG5EE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
93 UDT-ラックス	2RG-CG5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
94 UDT-ラックス	2PG-CG5DL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
95 UDT-ラックス	2PG-CG5FL	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
96 UDT-ラックス	2PG-CG5DA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
97 UDT-ラックス	2PG-CG5EA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
98 UDT-ラックス	2PG-CG5FA	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
99 UDT-ラックス	2PG-CG5EE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
100 UDT-ラックス	2PG-CG5FE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
101 UDT-ラックス	2RG-GK5DAB	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
102 UDT-ラックス	2RG-GK5DAD	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
103 UDT-ラックス	2RG-GK5DAE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
104 UDT-ラックス	2RG-GK5DAK	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
105 UDT-ラックス	2PG-GK5DAB	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
106 UDT-ラックス	2PG-GK5DAD	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
107 UDT-ラックス	2PG-GK5DAE	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
108 UDT-ラックス	2PG-GK5DAK	—	普通・貨物	令和6年10月1日	
109 ホンダ	5BA-R23	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
110 ホンダ	5BA-R25	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
111 ホンダ	6AA-R24	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
112 ホンダ	6AA-R26	ZR-V	普通・乗用	令和6年10月1日	
113 トヨタ	6AA-ZWE219H	カローラ スポーツ	普通・乗用	令和6年10月1日	
114 トヨタ	6BA-MZE12H	カローラ スポーツ	普通・乗用	令和6年10月1日	

・ISO13400欄に「O」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（OnP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

参考資料1

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
1 三菱	5LA-GN0W	アウトランダーPHEV	普通・乗用	令和6年10月1日	
2 スズキ	5AA-HA97S	アルト	軽・乗用	令和6年10月1日	
3 スズキ	3BA-HA37S	アルト	軽・乗用	令和6年10月1日	
4 マツダ	5AA-HB97S	キャロル	軽・乗用	令和6年10月1日	
5 マツダ	3BA-HB37S	キャロル	軽・乗用	令和6年10月1日	
6 レクサス	3BA-VJA310W	エスクード	普通・乗用	令和6年10月1日	
7 スズキ	5AA-YEH1S	エスクード	普通・乗用	令和6年10月1日	
8 ダイハツ	5BD-S700V	ハイゼット	軽・貨物	令和6年10月1日	
9 ダイハツ	5BD-S710V	ハイゼット	軽・貨物	令和6年10月1日	
10 ダイハツ	3BD-S700V	ハイゼット/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
11 ダイハツ	3BD-S710V	ハイゼット/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
12 ダイハツ	3BD-S700W	ハイゼット/アトレー/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
13 ダイハツ	3BD-S710W	ハイゼット/アトレー/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
14 スバル	5BD-S700B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
15 スバル	5BD-S710B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
16 スバル	3BD-S700B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
17 スバル	3BD-S710B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
18 トヨタ	5BD-S700M	ピクシスバン	軽・貨物	令和6年10月1日	
19 トヨタ	5BD-S710M	ピクシスバン	軽・貨物	令和6年10月1日	
20 トヨタ	3BD-S700M	ピクシスバン	軽・貨物	令和6年10月1日	
21 トヨタ	3BD-S710M	ピクシスバン	軽・貨物	令和6年10月1日	
22 トヨタ	6BA-MZRA90W	ア/ウ/オクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
23 トヨタ	6BA-MZRA92W	ア/ウ/オクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
24 トヨタ	6BA-MZRA95W	ア/ウ/オクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
25 トヨタ	6BA-MZRA97W	ア/ウ/オクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
26 トヨタ	6AA-ZWR90W	ア/ウ/オクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
27 トヨタ	6AA-ZWR92W	ア/ウ/オクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
28 トヨタ	6AA-ZWR95W	ア/ウ/オクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
29 トヨタ	ZAB-FEB8U	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和6年10月1日	
30 ホンダ	6AA-RP8	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
31 ホンダ	5BA-RP6	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
32 ホンダ	5BA-FL7	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
33 ホンダ	6AA-FL4	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
34 トヨタ	ZAA-YEAM10	b24X	普通・乗用	令和6年10月1日	
35 トヨタ	ZAA-YEAM15	b24X	普通・乗用	令和6年10月1日	
36 スバル	ZAA-YEAM10X	ソルテラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
37 スバル	ZAA-YEAM15X	ソルテラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
38 ニッサン	6AA-T33	エクストレイル	普通・乗用	令和6年10月1日	
39 ニッサン	ZAA-SNT33	エクストレイル	普通・乗用	令和6年10月1日	
40 三菱	ZAA-B5AW	eK	軽・乗用	令和6年10月1日	
41 ニッサン	ZAA-B6AW	サクラ	軽・乗用	令和6年10月1日	
42 マツダ	3CA-KH3R3P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月1日	
43 トヨタ	5BA-MXPC12G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
44 トヨタ	5BA-MXPC10G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
45 トヨタ	6AA-MXPL10G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
46 トヨタ	6AA-MXPL12G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
47 トヨタ	6AA-MXPL15G	シエンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
48 スズキ	6BA-MZRA90C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
49 スズキ	6BA-MZRA95C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
50 スズキ	6AA-ZWR90C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
51 スズキ	6AA-ZWR95C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
52 マツダ	5BA-KH3P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月1日	
53 マツダ	3DA-KH3P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月1日	
54 トヨタ	6AA-AZSH35	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	
55 トヨタ	6AA-AZSH30	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	

・ISO13400欄に「O」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（OnP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
174 スズキ	5AA-MA47S	ソリオ	小型・乗用	令和6年10月14日	
175 ニッサン	6AA-GC28	セレナ	小型・乗用	令和6年11月11日	
176 ニッサン	6AA-GF028	セレナ	普通・乗用	令和6年11月11日	
177 スバル	5AA-GUD	クロスレック/インプレッサ	普通・乗用	令和6年11月22日	
178 スバル	5AA-GUE	クロスレック/インプレッサ	普通・乗用	令和6年11月22日	
179 トヨタ	6AA-ZVM60	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
180 トヨタ	6AA-ZVM65	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
181 トヨタ	6AA-MXWH60	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
182 トヨタ	6AA-MXWH65	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
183 トヨタ	4BA-GZE14H	GRカローラ	普通・乗用	令和6年11月30日	
184 いすゞ	2TG-NJR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
185 いすゞ	2TG-NJR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
186 いすゞ	2TG-NKR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
187 いすゞ	2TG-NKR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
188 いすゞ	2TG-NKR88G	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
189 いすゞ	2PG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
190 いすゞ	2PG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
191 いすゞ	2TG-NKR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
192 いすゞ	2RG-NKR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
193 ニッサン	2TG-AJR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
194 ニッサン	2TG-AJR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
195 ニッサン	2TG-AKR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
196 ニッサン	2TG-AKR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
197 ニッサン	2TG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
198 ニッサン	2RG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
199 ニッサン	2PG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
200 ニッサン	2TG-AKR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
201 ニッサン	2RG-AKR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
202 マツダ	2TG-LJR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
203 マツダ	2RG-LJR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
204 マツダ	2TG-LKR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
205 マツダ	2RG-LKR88AF	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
206 マツダ	2TG-LKR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
207 マツダ	2RG-LKR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
208 マツダ	2PG-LKR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
209 マツダ	2TG-LKR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
210 マツダ	2RG-LKR88AC	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
211 UDTラックス	2TG-BJR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
212 UDTラックス	2RG-BJR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
213 UDTラックス	2TG-BKR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
214 UDTラックス	2RG-BKR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
215 UDTラックス	2TG-BKR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
216 UDTラックス	2RG-BKR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
217 UDTラックス	2PG-BKR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
218 UDTラックス	2TG-BKR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
219 UDTラックス	2RG-BKR88AC	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
220 いすゞ	2RG-NJR88AT	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
221 いすゞ	2RG-NKR88AT	エルフ	小型・貨物	令和7年1月11日	
222 ニッサン	2FG-AJR88AT	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
223 ニッサン	2FG-AKR88AT	アトラス	小型・貨物	令和7年1月11日	
224 UDTラックス	2RG-BJR88AT	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
225 UDTラックス	2FG-BJR88AT	カゼット	小型・貨物	令和7年1月11日	
226 マツダ	2RG-LJR88AT	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
227 マツダ	2RG-LKR88AT	タイタン	小型・貨物	令和7年1月11日	
228 いすゞ	2TG-NJR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
229 いすゞ	2RG-NJR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
230 いすゞ	2TG-NKR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
231 いすゞ	2RG-NKR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
232 いすゞ	2PG-NKR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していないも初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
115 ニッサン	5BA-O28	セレナ	小型・乗用	令和6年10月11日	
116 ニッサン	5BA-FC28	セレナ	普通・乗用	令和6年10月11日	
117 ニッサン	5BA-NC28	セレナ	小型・乗用	令和6年10月11日	
118 ニッサン	5BA-FNC28	セレナ	普通・乗用	令和6年10月11日	
119 トヨタ	5BA-MZE17	カローラ	普通・乗用	令和6年10月11日	
120 トヨタ	5BA-MZE17W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月11日	
121 トヨタ	6AA-ZWE219	カローラ	普通・乗用	令和6年10月11日	
122 トヨタ	6AA-ZWE219W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月11日	
123 トヨタ	6AA-ZWE215	カローラ	普通・乗用	令和6年10月11日	
124 トヨタ	6AA-ZWE215W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月11日	
125 UDTラックス	2FG-OD4EA	—	普通・貨物	令和6年10月11日	
126 UDTラックス	2FG-OD4FA	—	普通・貨物	令和6年10月11日	
127 UDTラックス	2FG-QW4DL	—	普通・貨物	令和6年10月11日	
128 UDTラックス	2FG-OG4FA	—	普通・貨物	令和6年10月11日	
129 UDTラックス	2FG-OV4EA	—	普通・貨物	令和6年10月11日	
130 トヨタ	6LA-AXUP85	ハリアー	普通・乗用	令和6年10月11日	
131 レクサス	6AA-AALH15	RX350h	普通・乗用	令和6年10月11日	
132 レクサス	6AA-AALH10	RX350h	普通・乗用	令和6年10月11日	
133 レクサス	6LA-AALH16	RX450h+	普通・乗用	令和6年10月11日	
134 レクサス	5BA-TALA15	RX350	普通・乗用	令和6年10月11日	
135 レクサス	5BA-TALA10	RX350	普通・乗用	令和6年10月11日	
136 レクサス	5AA-TALH17	RX500h	普通・乗用	令和6年10月11日	
137 マツダ	5LA-KH5S3P	CX-60/MAZDA CX-60	普通・乗用	令和6年10月11日	
138 いすゞ	2FG-CVR77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
139 いすゞ	2FG-CXM77DT	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
140 いすゞ	2FG-CXM77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
141 いすゞ	2FG-CXM77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
142 いすゞ	2FG-CYM77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
143 いすゞ	2FG-CYM77DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
144 いすゞ	2FG-CYM77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
145 いすゞ	2FG-CYL77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
146 いすゞ	2FG-CYL77DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
147 いすゞ	2FG-CYL77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
148 いすゞ	2FG-CYL77DA	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
149 いすゞ	2RG-CXZ77DT	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
150 いすゞ	2FG-CXZ77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
151 いすゞ	2FG-CYV77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
152 いすゞ	2FG-CYV77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
153 いすゞ	2FG-CYV77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
154 いすゞ	2FG-CYV77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
155 いすゞ	2RG-CXY77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
156 いすゞ	2FG-CXY77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
157 いすゞ	2FG-CYV77DY	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
158 いすゞ	2FG-CYV77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
159 いすゞ	2FG-CYV77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
160 いすゞ	2FG-CYE77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
161 いすゞ	2RG-CXG77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
162 いすゞ	2FG-CXG77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
163 いすゞ	2RG-CXE77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
164 いすゞ	2FG-CXE77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
165 いすゞ	2FG-CYH77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
166 いすゞ	2FG-CYJ77DL	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
167 いすゞ	2FG-CYJ77DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
168 いすゞ	2FG-CYJ77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
169 いすゞ	2FG-CYJ77DA	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
170 いすゞ	2KG-CYV77DMQ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
171 いすゞ	2DG-CYV77DMQ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
172 いすゞ	2KG-CYV77DV	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	
173 いすゞ	2DG-CYV77DV	ギガ	普通・貨物	令和6年10月11日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していないも初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
292 いすゞ	2PG-EW6DAH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
293 いすゞ	2KG-EW6DAH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
294 いすゞ	2DG-EW6EAH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
295 いすゞ	2DG-EW6ELH	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
296 UDTラックス	2DG-OG5FAYP	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
297 いすゞ	2DG-SG5FAYP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
298 いすゞ	6LA-MXWH61	プリウス	普通・乗用	令和7年3月1日	
299 いすゞ	2TG-NLR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
300 いすゞ	2TG-NLR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
301 いすゞ	2TG-NMR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
302 いすゞ	2RG-NMR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
303 いすゞ	2PG-NMR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
304 いすゞ	2TG-NMR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
305 いすゞ	2RG-NMR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
306 いすゞ	2TG-NMR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
307 いすゞ	2RG-NMR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
308 いすゞ	2TG-NPR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
309 いすゞ	2RG-NPR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
310 いすゞ	2PG-NPR88AG	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
311 ニッサン	2TG-ALR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
312 ニッサン	2RG-ALR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
313 ニッサン	2TG-AMR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
314 ニッサン	2RG-AMR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
315 ニッサン	2PG-AMR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
316 ニッサン	2TG-AMR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
317 ニッサン	2RG-AMR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
318 ニッサン	2TG-ANR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
319 ニッサン	2RG-ANR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
320 ニッサン	2TG-APR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
321 ニッサン	2RG-APR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
322 ニッサン	2PG-APR88AG	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
323 マツダ	2TG-LLR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
324 マツダ	2RG-LLR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
325 マツダ	2TG-LMR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
326 マツダ	2RG-LMR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
327 マツダ	2PG-LMR88C	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
328 マツダ	2TG-LMR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
329 マツダ	2RG-LMR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
330 マツダ	2TG-LNR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
331 マツダ	2RG-LNR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
332 マツダ	2TG-LPR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
333 マツダ	2RG-LPR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
334 マツダ	2PG-LPR88AG	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
335 UDTラックス	2TG-BLR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
336 UDTラックス	2RG-BLR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
337 UDTラックス	2TG-BMR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
338 UDTラックス	2RG-BMR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
339 UDTラックス	2PG-BMR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
340 UDTラックス	2TG-BMR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
341 UDTラックス	2RG-BMR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
342 UDTラックス	2TG-BNR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
343 UDTラックス	2RG-BNR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
344 UDTラックス	2TG-BPR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
345 UDTラックス	2RG-BPR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
346 UDTラックス	2PG-BPR88AG	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
347 いすゞ	ZAB-NJR48AF	エルフ	小型・貨物	令和7年3月1日	
348 いすゞ	2RG-NLR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
349 いすゞ	2TG-NLR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
350 いすゞ	2RG-NLR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	

・ISO13400欄に「O」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
233 いすゞ	2TG-NKR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
234 いすゞ	2RG-NKR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
235 いすゞ	2RG-NKR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
236 いすゞ	2PG-NKR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月11日	
237 ニッサン	2TG-AJR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
238 ニッサン	2RG-AJR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
239 ニッサン	2TG-AKR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
240 ニッサン	2RG-AKR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
241 ニッサン	2PG-AKR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
242 ニッサン	2TG-AKR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
243 ニッサン	2RG-AKR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
244 ニッサン	2RG-AKR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
245 ニッサン	2PG-AKR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年1月11日	
246 マツダ	2TG-LJR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
247 マツダ	2RG-LJR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
248 マツダ	2TG-LKR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
249 マツダ	2RG-LKR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
250 マツダ	2PG-LKR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
251 マツダ	2TG-LKR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
252 マツダ	2RG-LKR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
253 マツダ	2PG-LKR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
254 マツダ	2RG-LKR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年1月11日	
255 UDTラックス	2TG-BJR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
256 UDTラックス	2RG-BJR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
257 UDTラックス	2TG-BKR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
258 UDTラックス	2RG-BKR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
259 UDTラックス	2PG-BKR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
260 UDTラックス	2TG-BKR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
261 UDTラックス	2RG-BKR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
262 UDTラックス	2PG-BKR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
263 UDTラックス	2RG-BKR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年1月11日	
264 レクサス	ZAA-XEBM15	RZ450e	普通・乗用	令和7年2月1日	
265 三菱	ZAB-FAEVK	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
266 三菱	ZAB-FEBVK	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
267 三菱	ZAB-FEB8K	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
268 三菱	ZAB-FEC9K	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
269 三菱	ZAB-FED9K	ふそうeCANTER	普通・貨物	令和7年2月8日	
270 UDTラックス	2PG-GK6DAB	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
271 UDTラックス	2RG-GK6DAB	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
272 いすゞ	2FG-EK3DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
273 いすゞ	2RG-EK3DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
274 いすゞ	2FG-EK3DAE	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
275 いすゞ	2RG-EK3DAK	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
276 いすゞ	2FG-EK3DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
277 いすゞ	2PG-EK3DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
278 いすゞ	2FG-EK3DAE	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
279 いすゞ	2PG-EK3DAK	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
280 いすゞ	2FG-EK6DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
281 いすゞ	2PG-EK6DAB	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
282 UDTラックス	2DG-QW5ELPP	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
283 UDTラックス	2DG-QW5FLVP	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
284 UDTラックス	2DG-QW5FAMP	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
285 いすゞ	2DG-SW5ELPP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
286 いすゞ	2DG-SW5FLVP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
287 いすゞ	2DG-SW5FAMP	ギガ	普通・貨物	令和7年2月15日	
288 UDTラックス	2PG-GW6DAH	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
289 UDTラックス	2KG-GW6DAH	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
290 UDTラックス	2DG-GW6EAH	—	普通・貨物	令和7年2月15日	
291 UDTラックス	2DG-GW6ELH	—	普通・貨物	令和7年2月15日	

・ISO13400欄に「O」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
410 UDT-ラックス	2PG-BMR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
411 UDT-ラックス	2TG-BMR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
412 UDT-ラックス	2RG-BMR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
413 UDT-ラックス	2TG-BNR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
414 UDT-ラックス	2RG-BNR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
415 UDT-ラックス	2RG-BPR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
416 UDT-ラックス	2PG-BPR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
417 UDT-ラックス	2TG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
418 UDT-ラックス	2RG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
419 UDT-ラックス	2PG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
420 UDT-ラックス	2RG-BPR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
421 UDT-ラックス	2PG-BPR88YM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
422 UDT-ラックス	2RG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
423 UDT-ラックス	2PG-BPR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
424 いすゞ	ZAB-NJR48AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
425 いすゞ	ZAB-NLR48AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
426 スバル	3BA-GU6	インプレッサ	普通・乗用	令和7年3月8日	
427 スバル	3BA-GU7	インプレッサ	普通・乗用	令和7年3月8日	
428 日野	2DG-FSTAGE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
429 日野	2DG-FSTAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
430 日野	2DG-FSTAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
431 日野	2DG-FSTAJHC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
432 日野	2DG-FSTAJHB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
433 日野	2DG-FQIAJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
434 日野	2DG-FQIAJB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
435 日野	2DG-FRIAGE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
436 日野	2DG-FRIAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
437 日野	2DG-FRIAJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
438 日野	2DG-FRIAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
439 日野	2DG-FRIAJHC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
440 日野	2DG-FRIAJHB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
441 日野	2DG-FWIAJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
442 日野	2DG-FWIAJB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
443 日野	2DG-FWIAHC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
444 日野	2DG-FWIAHB	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
445 日野	2DG-FNIAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
446 日野	2DG-FNIAJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
447 日野	2DG-FNIAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
448 日野	2DG-FNIAJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
449 日野	2DG-FHIAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
450 日野	2KG-FHIAJE	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
451 日野	2KG-FHIAJC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
452 日野	2DG-SHIAJGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
453 日野	2DG-SHIAJGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
454 日野	2DG-SHIAHGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
455 日野	2DG-SHIALGC	／	普通・貨物	令和7年3月24日	
456 マツダ	3DA-BP8R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年3月24日	
457 マツダ	5AA-BPEK3R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年4月5日	
458 マツダ	6BA-BP5R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年4月5日	
459 マツダ	5AA-BPFP3R	MAZDA3	普通・乗用	令和7年4月5日	
460 トヨタ	3BA-AGH40W	アルファード/ヴェルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
461 トヨタ	3BA-AGH45W	アルファード/ヴェルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
462 トヨタ	5BA-TAH440W	ウ・エルファア	普通・乗用	令和7年4月19日	
463 トヨタ	5BA-TAH445W	ウ・エルファア	普通・乗用	令和7年4月19日	
464 トヨタ	6AA-AAH440W	アルファード/ヴェルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
465 トヨタ	6AA-AAH445W	アルファード/ヴェルファイア	普通・乗用	令和7年4月19日	
466 いすゞ	ZAB-NPR48AM	エルフ	普通・貨物	令和7年5月17日	

・ISO13400欄に「O」が記載された車両のOBD検査では、通称プロコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
351 いすゞ	2TG-NMR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
352 いすゞ	2RG-NMR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
353 いすゞ	2PG-NMR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
354 いすゞ	2TG-NMR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
355 いすゞ	2RG-NMR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
356 いすゞ	2TG-NNR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
357 いすゞ	2RG-NNR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
358 いすゞ	2RG-NPR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
359 いすゞ	2PG-NPR88M	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
360 いすゞ	2TG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
361 いすゞ	2RG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
362 いすゞ	2PG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
363 いすゞ	2RG-NPR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
364 いすゞ	2PG-NPR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
365 いすゞ	2RG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
366 いすゞ	2PG-NPR88AM	エルフ	普通・貨物	令和7年3月1日	
367 ニッサン	2RG-ALR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
368 ニッサン	2TG-ALR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
369 ニッサン	2RG-ALR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
370 ニッサン	2TG-AMR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
371 ニッサン	2RG-AMR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
372 ニッサン	2PG-AMR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
373 ニッサン	2TG-AMR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
374 ニッサン	2RG-AMR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
375 ニッサン	2TG-ANR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
376 ニッサン	2RG-ANR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
377 ニッサン	2PG-APR88M	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
378 ニッサン	2TG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
379 ニッサン	2RG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
380 ニッサン	2PG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
381 ニッサン	2RG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
382 ニッサン	2PG-APR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
383 ニッサン	2RG-APR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
384 ニッサン	2PG-APR88YM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
385 ニッサン	2TG-APR88AM	アトラス	普通・貨物	令和7年3月1日	
386 マツダ	2RG-LLR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
387 マツダ	2TG-LLR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
388 マツダ	2RG-LLR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
389 マツダ	2TG-LMR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
390 マツダ	2RG-LMR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
391 マツダ	2PG-LMR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
392 マツダ	2TG-LMR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
393 マツダ	2RG-LMR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
394 マツダ	2TG-LNR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
395 マツダ	2RG-LNR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
396 マツダ	2RG-LPR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
397 マツダ	2TG-LPR88M	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
398 マツダ	2PG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
399 マツダ	2RG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
400 マツダ	2PG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
401 マツダ	2TG-LPR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
402 マツダ	2RG-LPR88YM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
403 マツダ	2PG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
404 マツダ	2RG-LPR88AM	タイタン	普通・貨物	令和7年3月1日	
405 UDT-ラックス	2RG-BLR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
406 UDT-ラックス	2TG-BLR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
407 UDT-ラックス	2RG-BLR88AM	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
408 UDT-ラックス	2TG-BMR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	
409 UDT-ラックス	2RG-BMR88M	カゼット	普通・貨物	令和7年3月1日	

・ISO13400欄に「O」が記載された車両のOBD検査では、通称プロコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
526 いすゞ	2PG-FTR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
527 UDT-トラック	2RG-BTR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
528 UDT-トラック	2PG-BTR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
529 UDT-トラック	2RG-BTR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
530 UDT-トラック	2PG-BTR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
531 トヨタ	6AA-AZSH36W	クラウン	普通・乗用	令和7年8月23日	
532 トヨタ	6LA-GRG75	センチュリー	普通・乗用	令和7年8月23日	
533 マツダ	5AA-DMEJ8R	MAZDA CX-30	普通・乗用	令和7年8月23日	
534 マツダ	3DA-MDM8R	MAZDA CX-30	普通・乗用	令和7年8月23日	
535 いすゞ	2PG-CY77DUV	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
536 いすゞ	2KG-CY77DUV	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
537 いすゞ	2DG-CY77DF	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
538 いすゞ	2RG-CVR77DF	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
539 いすゞ	2PG-CVR77DF	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
540 いすゞ	2KG-CY77DAW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
541 いすゞ	2DG-CY77DAW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
542 いすゞ	2KG-CY77DAW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
543 いすゞ	2DG-CY77DAW	ギガ	普通・貨物	令和7年8月23日	
544 BMW	ZAA-52EJ89	BMW i7 xDrive60	普通・乗用	令和7年10月1日	
545 BMW	3AA-22EH30	BMW 740i	普通・乗用	令和7年10月1日	
546 BMW	3AA-32EM44	BMW X7 M60i xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
547 BMW	3BA-52EE20	BMW X1 xDrive20i	普通・乗用	令和7年10月1日	
548 BMW	ZAA-62EF67	BMW iX1 xDrive30	普通・乗用	令和7年10月1日	
549 BMW	3BA-12GB30	BMW M3 ツーリング	普通・乗用	令和7年10月1日	
550 BMW	ZAA-42AW44	BMW i4 eDrive35	普通・乗用	令和7年10月1日	
551 BMW	3CA-22EJ30	BMW 740d xDrive	普通・乗用	令和7年10月1日	
552 BMW	3CA-22EN30	BMW X7 xDrive40d	普通・乗用	令和7年10月1日	
553 BMW	3BA-12DM30	BMW M2	普通・乗用	令和7年10月1日	○
554 マルセズ・ベント	3CA-254605C	GLC220d 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
555 マルセズ・ベント	3CA-254605	GLC220d 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
556 プジョー	3BA-P54HN05	408	普通・乗用	令和7年10月1日	
557 プジョー	3LA-P545G00H	408 HYBRID	普通・乗用	令和7年10月1日	
558 マルセズ・ベント	4AA-177051M	メルセデスAMG A35 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	
559 マルセズ・ベント	4AA-177151M	メルセデスAMG A35 4M セダン	普通・乗用	令和7年10月1日	
560 マルセズ・ベント	ZAA-296624	EQS 450 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
561 マルセズ・ベント	ZAA-296644	EQS 580 4MATIC	普通・乗用	令和7年10月1日	○
562 BMW	ZAA-22CF89S	BMW iX xDrive50	普通・乗用	令和7年10月1日	
563 ポルポ	2PG-4S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
564 ポルポ	2PG-4S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
565 ポルポ	2PG-4S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
566 ポルポ	2PG-5S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
567 ポルポ	2PG-5S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
568 ポルポ	2PG-5S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
569 ポルポ	2KG-4S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
570 ポルポ	2KG-4S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
571 ポルポ	2KG-4S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
572 ポルポ	2KG-5S2TDA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
573 ポルポ	2KG-5S2TEA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
574 ポルポ	2KG-5S2TGA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
575 ポルポ	2DG-5S4TBA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
576 ポルポ	2DG-5S4TCA1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
577 ポルポ	2DG-5S4TBL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
578 ポルポ	2DG-5S4TCL1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
579 ポルポ	2KG-4S3RKF9	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
580 ポルポ	2KG-4S3RKF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
581 ポルポ	2KG-4S3RTF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
582 ポルポ	2KG-5S3RTF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
583 ポルポ	2KG-4S4RKF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	
584 ポルポ	2KG-4S4RTF1	FH	普通・貨物	令和7年10月1日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400 (DoIP方式) に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
467 ホンダ	6BA-JF6	N-BOX/N-BOX CUSTOM/N-BOX JOY	軽・乗用	令和7年7月19日	
468 ホンダ	2RG-FRR90S3	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
469 いすゞ	2PG-FRR90S3	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
470 いすゞ	2KG-FRR90S3	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
471 いすゞ	2RG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
472 いすゞ	2PG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
473 いすゞ	2RG-FRR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
474 いすゞ	2PG-FRR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
475 いすゞ	2RG-FRR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
476 いすゞ	2PG-FRR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
477 いすゞ	2RG-FRR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
478 いすゞ	2PG-FRR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
479 いすゞ	2RG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
480 いすゞ	2PG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
481 いすゞ	2RG-FRR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
482 いすゞ	2PG-FRR90T4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
483 いすゞ	2RG-FRR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
484 いすゞ	2PG-FRR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
485 いすゞ	2RG-FRR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
486 いすゞ	2PG-FRR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
487 いすゞ	2RG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
488 いすゞ	2PG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
489 いすゞ	2RG-FRR90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
490 いすゞ	2PG-FRR90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
491 いすゞ	2RG-FRR90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
492 いすゞ	2PG-FRR90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
493 いすゞ	2PG-FSS90S4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
494 いすゞ	2RG-FSS90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
495 いすゞ	2PG-FSS90J4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
496 UDT-トラック	2RG-BRR90S3	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
497 UDT-トラック	2PG-BRR90S3	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
498 UDT-トラック	2KG-BRR90S3	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
499 UDT-トラック	2RG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
500 UDT-トラック	2PG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
501 UDT-トラック	2RG-BRR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
502 UDT-トラック	2PG-BRR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
503 UDT-トラック	2RG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
504 UDT-トラック	2PG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
505 UDT-トラック	2RG-BRR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
506 UDT-トラック	2PG-BRR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
507 UDT-トラック	2RG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
508 UDT-トラック	2PG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
509 UDT-トラック	2RG-BRR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
510 UDT-トラック	2PG-BRR90T4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
511 UDT-トラック	2RG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
512 UDT-トラック	2PG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
513 UDT-トラック	2RG-BRR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
514 UDT-トラック	2PG-BRR90V4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
515 UDT-トラック	2RG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
516 UDT-トラック	2PG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
517 UDT-トラック	2RG-BRR90J4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
518 UDT-トラック	2PG-BRR90J4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
519 UDT-トラック	2RG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
520 UDT-トラック	2PG-BRR90S4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
521 UDT-トラック	2RG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
522 UDT-トラック	2PG-BRR90U4	コンドル	普通・貨物	令和7年7月19日	
523 いすゞ	2RG-FTR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
524 いすゞ	2PG-FTR90U4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	
525 いすゞ	2RG-FTR90V4	フォワード	普通・貨物	令和7年7月19日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400 (DoIP方式) に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
645	プジョー	ZAA-P242K02	普通・乗用	令和7年10月18日	
646	DS	ZAA-D342K02	普通・乗用	令和7年10月18日	
647	三菱	2PG-FU800X	普通・貨物	令和7年10月20日	○
648	三菱	2PG-FU84GX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
649	三菱	2PG-FU84HX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
650	三菱	2PG-FU84VX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
651	三菱	2PG-FU80GY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
652	三菱	2PG-FU80HY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
653	三菱	2PG-FU80VY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
654	三菱	2PG-FU84GY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
655	三菱	2PG-FU84HY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
656	三菱	2PG-FU84VY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
657	三菱	2PG-FU84GZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
658	三菱	2PG-FU84HZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
659	三菱	2PG-FU84VZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
660	三菱	2PG-FU85GZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
661	三菱	2PG-FU85HZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
662	三菱	2PG-FU85VZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
663	三菱	2KG-FV80GX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
664	三菱	2PG-FV80GX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
665	三菱	2PG-FV80HX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
666	三菱	2PG-FV80VX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
667	三菱	2PG-FV80GY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
668	三菱	2PG-FV80HY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
669	三菱	2PG-FV80VY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
670	三菱	2PG-FV80GZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
671	三菱	2PG-FV80HZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
672	三菱	2PG-FV80VZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
673	三菱	2PG-FV84GZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
674	三菱	2PG-FV84HZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
675	三菱	2PG-FV84VZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
676	三菱	2PG-FY80GY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
677	三菱	2PG-FY80HY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
678	三菱	2PG-FY80VY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
679	三菱	2PG-FY84GX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
680	三菱	2PG-FY84GX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
681	三菱	2PG-FY84HY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
682	三菱	2PG-FY84VY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
683	三菱	2PG-FS84GX	普通・貨物	令和7年10月20日	○
684	三菱	2PG-FS84GY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
685	三菱	2PG-FS84HY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
686	三菱	2PG-FS84VY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
687	三菱	2PG-FS85GY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
688	三菱	2PG-FS85HY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
689	三菱	2PG-FS85VY	普通・貨物	令和7年10月20日	○
690	三菱	2PG-FS80HZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
691	三菱	2PG-FS80VZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
692	三菱	2PG-FS84GZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
693	三菱	2PG-FS84HZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
694	三菱	2PG-FS84VZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
695	三菱	2PG-FS85GZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
696	三菱	2PG-FS85HZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
697	三菱	2PG-FS85VZ	普通・貨物	令和7年10月20日	○
698	三菱	2PG-FP84GGR	普通・貨物	令和7年10月20日	○
699	三菱	2PG-FP84HGR	普通・貨物	令和7年10月20日	○
700	三菱	2PG-FP84VDR	普通・貨物	令和7年10月20日	○
701	三菱	2PG-FP84HER	普通・貨物	令和7年10月20日	○
702	三菱	2RG-FP84VER	普通・貨物	令和7年10月20日	○
703	三菱	2PG-FP84HGR	普通・貨物	令和7年10月20日	○

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
585	ボルボ	2KG-4S4RKL1	普通・貨物	令和7年10月1日	
586	ボルボ	2KG-4S4RTL1	普通・貨物	令和7年10月1日	
587	ボルボ	2KG-5S4RKF1	普通・貨物	令和7年10月1日	
588	ボルボ	2KG-5S4RKF1	普通・貨物	令和7年10月1日	
589	ボルボ	2KG-5S4RKL1	普通・貨物	令和7年10月1日	
590	ボルボ	2KG-5S4RTL1	普通・貨物	令和7年10月1日	
591	BMW	3CA-42EG20	普通・乗用	令和7年10月1日	
592	メルセデス・ベンツ	5LA-206054C	普通・乗用	令和7年10月1日	○
593	スズキ	3BA-JC74W	小型・乗用	令和7年10月1日	
594	BMW	3LA-22CS44	普通・乗用	令和7年10月1日	
595	メルセデス・ベンツ	ZAA-294612	普通・乗用	令和7年10月1日	○
596	アルファ Romeo	3LA-AV113	普通・乗用	令和7年10月1日	
597	BYD	ZAA-SC2EXSQ	普通・乗用	令和7年10月1日	
598	BMW	3AA-12ET44	普通・乗用	令和7年10月1日	
599	BMW	3AA-32EU44S	普通・乗用	令和7年10月1日	
600	BMW	3AA-32EU44A	普通・乗用	令和7年10月1日	
601	BMW	3LA-42EX40	普通・乗用	令和7年10月1日	
602	BMW	3AA-42EX44	普通・乗用	令和7年10月1日	
603	メルセデス・ベンツ	5AA-167161	普通・乗用	令和7年10月1日	
604	メルセデス・ベンツ	5AA-167361	普通・乗用	令和7年10月1日	
605	ホンダ	6AA-RC5	普通・乗用	令和7年10月1日	
606	ポルシェ	3LA-E3RL	普通・乗用	令和7年10月1日	
607	ポルシェ	3LA-E3RLA	普通・乗用	令和7年10月1日	
608	アバルト	ZAA-FA1AB	小型・乗用	令和7年10月1日	
609	メルセデス・ベンツ	4LA-223182	普通・乗用	令和7年10月1日	○
610	メルセデス・ベンツ	4AA-118351M	普通・乗用	令和7年10月1日	
611	メルセデス・ベンツ	4AA-118651M	普通・乗用	令和7年10月1日	
612	ホンダ	6AA-CY2	普通・乗用	令和7年10月1日	
613	メルセデス・ベンツ	4LA-206080C	普通・乗用	令和7年10月1日	○
614	メルセデス・ベンツ	4LA-206280C	普通・乗用	令和7年10月1日	○
615	BMW	ZAA-42EJ49	普通・乗用	令和7年10月1日	
616	メルセデス・ベンツ	ZAA-294653	普通・乗用	令和7年10月1日	○
617	BMW	ZAA-82EH93	普通・乗用	令和7年10月1日	
618	メルセデス・ベンツ	3CA-214004C	普通・乗用	令和7年10月1日	○
619	メルセデス・ベンツ	3CA-223023	普通・乗用	令和7年10月1日	○
620	メルセデス・ベンツ	3CA-167133	普通・乗用	令和7年10月1日	
621	メルセデス・ベンツ	3CA-167333	普通・乗用	令和7年10月1日	
622	メルセデス・ベンツ	3CA-167933	普通・乗用	令和7年10月1日	
623	BMW	ZAA-32FK45	普通・乗用	令和7年10月1日	
624	BMW	ZAA-42FK39	普通・乗用	令和7年10月1日	
625	BMW	3AA-12FJ20	普通・乗用	令和7年10月1日	
626	トヨタ	6AA-ZVG13	普通・乗用	令和7年10月1日	
627	トヨタ	6AA-MXG16	普通・乗用	令和7年10月1日	
628	トヨタ	4BA-MXGA10	普通・乗用	令和7年10月1日	
629	BMW	3CA-12EV30A	普通・乗用	令和7年10月1日	
630	BMW	3CA-12EV30S	普通・乗用	令和7年10月1日	
631	BMW	3CA-12EY30S	普通・乗用	令和7年10月1日	
632	スズキ	5AA-MK94S	軽・乗用	令和7年10月6日	
633	スズキ	4AA-MK54S	軽・乗用	令和7年10月6日	
634	マツダ	5AA-MM94S	軽・乗用	令和7年10月6日	
635	マツダ	4AA-MM54S	軽・乗用	令和7年10月6日	
636	トヨタ	3DA-GDJ76W	普通・乗用	令和7年10月6日	
637	レクサス	6AA-AAWH10W	普通・乗用	令和7年10月11日	
638	レクサス	6AA-AAWH15W	普通・乗用	令和7年10月11日	
639	レクサス	5AA-TAVH15W	普通・乗用	令和7年10月11日	
640	メルセデス・ベンツ	5LA-254656	普通・乗用	令和7年10月18日	○
641	メルセデス・ベンツ	5AA-177084	普通・乗用	令和7年10月18日	
642	メルセデス・ベンツ	5AA-177184	普通・乗用	令和7年10月18日	
643	メルセデス・ベンツ	5AA-247084	普通・乗用	令和7年10月18日	
644	メルセデス・ベンツ	5AA-118384M	普通・乗用	令和7年10月18日	
645	メルセデス・ベンツ	5AA-118384M	普通・乗用	令和7年10月18日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

令和7年5月31日 時点

OBD検査対象車型式一覧

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
763 MINI	3DA-62GA20	MINI カントリーマン D	普通・乗用	令和8年2月21日	
764 マルセデス・ベンツ	4LA-254680C	メルセデスAMG GLC63S E P	普通・乗用	令和8年1月24日	○
765 いすゞ	ZAC-LV828L1	フルガEV	乗合	令和8年2月28日	
766 日野	ZAC-KV828L1	ブルーリボンZ EV	乗合	令和8年2月28日	
767 ホンダ	5BA-RV4	VEZEL	普通・乗用	令和8年3月13日	
768 マルセデス・ベンツ	4AA-236350C	CLE200クーペ	普通・乗用	令和8年3月6日	○
769 マルセデス・ベンツ	4AA-247784M	GLA180	普通・乗用	令和8年2月28日	
770 マルセデス・ベンツ	4AA-254387C	メルセデスAMG GLC43 4Mクーペ	普通・乗用	令和8年3月19日	○
771 マルセデス・ベンツ	4LA-254380C	メルセデスAMG GLC63SEPKクーペ	普通・乗用	令和8年3月19日	○
772 マルセデス・ベンツ	5AA-214046C	E300	普通・乗用	令和8年3月6日	○
773 マルセデス・ベンツ	5AA-214046C	E300	普通・乗用	令和8年3月6日	○
774 マルセデス・ベンツ	5AA-214246C	E300 ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年3月6日	○
775 マルセデス・ベンツ	5AA-214246C	E300 ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年3月6日	○
776 マルセデス・ベンツ	5LA-2544356	GLC350e 4MATIC クーペ	普通・乗用	令和8年3月19日	○
777 トヨタ	3BA-TR250W	ランドクルーザー	普通・乗用	令和8年4月10日	○
778 トヨタ	3DA-GDJ250W	ランドクルーザー	普通・乗用	令和8年4月10日	
779 ホンダ	5BA-GT1	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
780 ホンダ	5BA-GT2	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
781 ホンダ	5BA-GT3	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
782 ホンダ	5BA-GT4	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
783 ホンダ	6AA-GT5	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
784 ホンダ	6AA-GT6	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
785 ホンダ	6AA-GT7	フリード	小型・乗用	令和8年4月17日	
786 ホンダ	6AA-GT8	フリード	普通・乗用	令和8年4月17日	
787 マツダ	3CA-KL3R3P	MAZDA CX-80	普通・乗用	令和8年3月27日	
788 マツダ	3DA-KL3P	MAZDA CX-80	普通・乗用	令和8年3月27日	
789 マツダ	5LA-KL5S3P	MAZDA CX-80	普通・乗用	令和8年3月27日	
790 レクサス	3BA-VJA252W	GX550	普通・乗用	令和8年4月10日	
791 BMW	ZAA-72EG33	BMW iX1 eDrive20	普通・乗用	令和8年3月29日	
792 MINI	3BA-12GA15	MINI カントリーマン C	普通・乗用	令和8年4月3日	
793 マルセデス・ベンツ	4AA-247684M	GLB180	普通・乗用	令和8年4月17日	
794 マルセデス・ベンツ	5AA-223063N	S500 4MATIC	普通・乗用	令和8年3月27日	○
795 マルセデス・ベンツ	5AA-223163N	S500 4MATIC	普通・乗用	令和8年3月27日	○
796 マルセデス・ベンツ	2AA-243702C	ZAA-243702C	普通・乗用	令和8年4月10日	
797 日野	2KG-FN1AGC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
798 日野	2KG-FN1AGC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
799 日野	2KG-FR1AGC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
800 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
801 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
802 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
803 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
804 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
805 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
806 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
807 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
808 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
809 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
810 日野	2KG-FR1AHC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
811 日野	2KG-SH1AGC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
812 日野	2KG-SH1AGC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
813 日野	2PG-FH1AGC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
814 日野	2PG-FH1AGC	／	普通・貨物	令和8年5月22日	
815 ホンダ	ZAB-JJ3	N-VAN	軽・貨物	令和8年4月24日	
816 ポルシェ	ZAA-J1SM11	Taycan	普通・乗用	令和8年5月22日	
817 ポルシェ	ZAA-J1SM12	Taycan	普通・乗用	令和8年5月22日	
818 ポルシェ	ZAA-J1SM22	Taycan 4	普通・乗用	令和8年5月22日	
819 ポルシェ	ZAA-J1SM22	Taycan 4S	普通・乗用	令和8年5月22日	
820 ポルシェ	ZAA-J1SO	Taycan Turbo	普通・乗用	令和8年5月22日	
821 ポルシェ	ZAA-J1SP	Taycan Turbo S	普通・乗用	令和8年5月22日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査月が10か月経過していない場合はOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
704 三菱	2RG-FP84VGR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
705 三菱	2KG-FV80VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
706 三菱	2KG-FV80VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
707 三菱	2KG-FV84VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
708 三菱	2KG-FV84VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
709 三菱	2PG-FV84HJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
710 三菱	2RG-FV84VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
711 三菱	2KG-FV80VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
712 三菱	2KG-FV80VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
713 三菱	2KG-FV80VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
714 三菱	2KG-FV80VJR	ふそう	普通・貨物	令和7年10月20日	○
715 トヨタ	ZBA-KZSM30	クラウン	普通・乗用	令和7年10月25日	
716 トヨタ	6AA-ZSH32	クラウン	普通・乗用	令和7年10月25日	
717 マルセデス・ベンツ	4BA-290689N	メルセデスAMG GT63S 4M+	普通・乗用	令和7年10月25日	
718 プジョー	ZAA-P21ZK02	E-208	普通・乗用	令和7年10月25日	
719 レクサス	ZAA-XEBM10	RZ300e	普通・乗用	令和7年11月1日	
720 レクサス	6AA-MAYH10	LBX	普通・乗用	令和7年11月1日	
721 レクサス	6AA-MAYH15	LBX	普通・乗用	令和7年11月1日	
722 スズキ	5AA-ZCEDS	スィフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
723 スズキ	5AA-ZCEDS	スィフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
724 スズキ	5BA-ZCDDDS	スィフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
725 スズキ	5BA-ZCDDDS	スィフト	小型・乗用	令和7年11月2日	
726 マルセデス・ベンツ	4AA-167985	GLS580 4MATIC	普通・乗用	令和7年11月8日	
727 三菱	ZAB-U69V	MINICAB-MIEV	軽・貨物	令和7年11月10日	
728 ニッサン	ZAB-U79V	クリッパー	軽・貨物	令和7年11月10日	
729 マツダ	5BA-ND5RE	MAZDA ROADSTER	普通・乗用	令和7年11月15日	
730 マツダ	5BA-NDERE	MAZDA ROADSTER	普通・乗用	令和7年11月15日	
731 マルセデス・ベンツ	GLC220d 4MATIC クーペ	GLC220d 4MATIC クーペ	普通・乗用	令和7年11月15日	○
732 マルセデス・ベンツ	3CA-254305	GLC220d 4MATIC クーペ	普通・乗用	令和7年11月15日	○
733 ホンダ	5BA-DG5	WR-V	普通・乗用	令和7年11月22日	
734 トヨタ	6AA-MXPH17	ヤリス	小型・乗用	令和7年11月29日	
735 トヨタ	6AA-MXPH14	ヤリス	小型・乗用	令和7年11月29日	
736 トヨタ	6LA-AZSH37W	クラウン	普通・乗用	令和7年12月6日	
737 いすゞ	ZAB-NHR48AF	エルフィオ	小型・貨物	令和7年12月13日	
738 レクサス	6AA-MZAH11	UX300h	普通・乗用	令和7年12月13日	
739 レクサス	6AA-MZAH16	UX300h	普通・乗用	令和7年12月13日	
740 三菱	3DF-LC2T	トライオン	普通・乗用	令和7年11月29日	○
741 マルセデス・ベンツ	5LA-214054	E350e	普通・乗用	令和7年11月29日	○
742 マルセデス・ベンツ	5LA-214054C	E350e	普通・乗用	令和7年11月29日	○
743 ポルシェ	ZAA-2E400R	ポルボ EX30	普通・乗用	令和7年11月29日	○
744 マルセデス・ベンツ	4AA-247751M	メルセデスAMG GLA35 4M	普通・乗用	令和7年12月6日	
745 マルセデス・ベンツ	4AA-247651M	メルセデスAMG GLB35 4M	普通・乗用	令和7年12月6日	
746 マルセデス・ベンツ	4AA-254687C	メルセデスAMG GLC43 4M	普通・乗用	令和7年12月13日	○
747 マルセデス・ベンツ	4AA-214050C	E200	普通・乗用	令和7年12月13日	○
748 マルセデス・ベンツ	ZAA-295121C	EQE 350+	普通・乗用	令和7年12月20日	○
749 ポルシェ	3LA-E3R3NA	Cayenne S e-hybrid	普通・乗用	令和8年1月17日	
750 ポルシェ	3LA-E3R3RA	Cayenne Turbo	普通・乗用	令和8年1月17日	
751 BMW	3CA-22FL20	BMW 523d xDrive	普通・乗用	令和7年12月27日	
752 マルセデス・ベンツ	4AA-214250C	E200ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年1月17日	○
753 マルセデス・ベンツ	3CA-214204C	E220dステーションワゴン	普通・乗用	令和8年1月17日	○
754 いすゞ	2DG-FV226U4	フォワード	普通・貨物	令和8年1月31日	
755 いすゞ	2KG-FVR26U4	フォワード	普通・貨物	令和8年1月31日	
756 いすゞ	2PG-FVR26U4	フォワード	普通・貨物	令和8年1月31日	
757 UDTラックス	2DG-BVZ26U4	コンドル	普通・貨物	令和8年1月31日	
758 UDTラックス	2KG-BVR26U4	コンドル	普通・貨物	令和8年1月31日	
759 UDTラックス	2PG-BVR26U4	コンドル	普通・貨物	令和8年1月31日	
760 BMW	3BA-21EF20	BMW X1 M35i xDrive	普通・乗用	令和8年2月7日	
761 BMW	3BA-42GM20	BMW X2 xDrive20i	普通・乗用	令和8年1月31日	
762 MINI	3BA-22GA20	MINI カントリーマン S ALL4	普通・乗用	令和8年2月21日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査月が10か月経過していない場合はOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
881 ポルシェ	3LA-G3SC	Panamera 4S e-hybrid	普通・乗用	令和8年9月18日	
882 ポルシェ	3LA-G3SE	Panamera Turbo	普通・乗用	令和8年9月18日	
883 ポルシェ	3LA-G3SF	Panamera Turbo S	普通・乗用	令和8年9月18日	
884 マルセデス・ベンツ	3CA-465310C	G450d	普通・乗用	令和8年9月18日	
885 マルセデス・ベンツ	3CA-214214	E220d 4MATIC AT	普通・乗用	令和8年9月18日	○
886 マルセデス・ベンツ	3DA-447811CP	V220d	普通・乗用	令和8年9月25日	
887 マルセデス・ベンツ	3DA-447813P	V220d	普通・乗用	令和8年9月25日	
888 マルセデス・ベンツ	3DA-447815P	V220d	普通・乗用	令和8年9月25日	
889 MINI	ZAA-329C32	MINI Aceman E	普通・乗用	令和8年9月25日	
890 MINI	ZAA-82GC32	MINI Aceman SE	普通・乗用	令和8年9月25日	
891 トヨタ	6LA-AAHP45W	アルファード/ヴェルファイア	普通・乗用	令和8年9月25日	
892 ポルシェ	ZAA-J1SR	Taycan Turbo GT	普通・乗用	令和8年10月2日	
893 フォルクスワーゲン	3DA-CJ20V	パサート 2.0 TDI	普通・乗用	令和8年10月9日	
894 フォルクスワーゲン	3DA-CJ20	パサート 2.0 TDI	普通・乗用	令和8年10月9日	
895 BMW	3LA-82FK44	BMW M5	普通・乗用	令和8年10月16日	
896 BMW	3AA-82GE15	BMW 120i/BMW 220i Gran Coupe	普通・乗用	令和8年10月16日	
897 BMW	3BA-22GE20	BMW M135i xDrive/BMW M235i xDrive GC	普通・乗用	令和8年10月16日	
898 いすゞ	ZAC-LV828Q1	エルガEV	乗合	令和8年10月16日	
899 日野	ZAC-KV828Q1	ブルーリボンZ EV	乗合	令和8年10月16日	
900 マルセデス・ベンツ	4AA-232450CN	メルセデスAMG SL43	普通・乗用	令和8年10月23日	○
901 DS	3AA-D34HN09	DS 3	普通・乗用	令和8年10月30日	
902 マルセデス・ベンツ	4AA-236462C	メルセデスAMG CLE53 4M+CA	普通・乗用	令和8年10月30日	
903 マルセデス・ベンツ	4AA-206087CN	メルセデスAMG C43 4MATIC	普通・乗用	令和8年11月6日	○
904 マルセデス・ベンツ	4AA-206287CN	メルセデスAMG C43 4M SW	普通・乗用	令和8年11月6日	○
905 BYD	ZAA-EKXYC	SEAL	普通・乗用	令和8年11月6日	
906 BYD	ZAA-EKXYC	SEAL	普通・乗用	令和8年11月6日	
907 アウディ	ZAA-GF01A	アウディ Q6 e-tron エアス	普通・乗用	令和8年11月13日	
908 アウディ	ZAA-GF01S	アウディ Q6 e-tron	普通・乗用	令和8年11月13日	
909 アウディ	ZAA-GF11A	アウディ Q6 e-tron q	普通・乗用	令和8年11月13日	
910 アウディ	ZAA-GF11S	アウディ Q6 e-tron q	普通・乗用	令和8年11月13日	
911 アウディ	ZAA-GFSA	アウディ SQ6 e-tron エアス	普通・乗用	令和8年11月13日	
912 アウディ	ZAA-GFSS	アウディ SQ6 e-tron	普通・乗用	令和8年11月13日	
913 マルセデス・ベンツ	4AA-193242C	メルセデスAMG GT43クーペ	普通・乗用	令和8年11月13日	○
914 フィアット	3AA-FH1F1M	600	普通・乗用	令和8年11月20日	
915 マルセデス・ベンツ	4LA-214063C	メルセデスAMG E53 HB 4M+	普通・乗用	令和8年11月22日	○
916 マルセデス・ベンツ	4LA-214263C	メルセデスAMG E53 HB4M+SW	普通・乗用	令和8年11月22日	○
917 ポルシェ	ZAA-H2SA22	Macan 4	普通・乗用	令和8年11月27日	
918 ポルシェ	ZAA-H2SA22A	Macan 4	普通・乗用	令和8年11月27日	
919 ポルシェ	ZAA-H2SCA	Macan Turbo	普通・乗用	令和8年11月27日	
920 プジョー	5AA-P64HN09	3008	普通・乗用	令和8年11月27日	
921 プジョー	5AA-P74HN09	5008	普通・乗用	令和8年11月27日	
922 プジョー	ZAA-P64ZK03	E-3008	普通・乗用	令和8年11月27日	
923 アウディ	3BA-FU20	アウディ A5	普通・乗用	令和8年11月27日	
924 アウディ	3AA-FUS	アウディ S5	普通・乗用	令和8年11月27日	
925 いすゞ	ZAB-NKR48AM	エルブ	普通・貨物	令和8年12月6日	
926 いすゞ	ZAB-NMR48AM	エルブ	普通・貨物	令和8年12月6日	
927 スズキ	5AA-MAD7S	小型 乗用	小型・乗用	令和8年12月6日	
928 三菱	5AA-MBD7S	小型 乗用	小型・乗用	令和8年12月6日	
929 ポルシェ	ZAA-H2SA12	マカン	普通・乗用	令和8年12月11日	
930 ポルシェ	ZAA-H2SA12A	マカン	普通・乗用	令和8年12月11日	
931 ポルシェ	ZAA-H2SB	マカン 4S	普通・乗用	令和8年12月11日	
932 ポルシェ	ZAA-H2SBA	マカン 4S	普通・乗用	令和8年12月11日	
933 マルセデス・ベンツ	ZAA-243613C	EQB 350 4MATIC	普通・乗用	令和8年12月11日	
934 UDT-トラックス	2PG-BXM77DT	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
935 UDT-トラックス	2RG-BXM77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
936 UDT-トラックス	2PG-BXM77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
937 UDT-トラックス	2PG-BYM77DM	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
938 UDT-トラックス	2PG-BYM77DZ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
939 UDT-トラックス	2PG-BYM77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400 (DoIP方式) に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
922 マルセデス・ベンツ	3CA-214004	E220d	普通・乗用	令和8年5月8日	○
923 マルセデス・ベンツ	3CA-214204	E220dステーションワゴン	普通・乗用	令和8年5月8日	○
924 マルセデス・ベンツ	4AA-214050	E200	普通・乗用	令和8年5月8日	○
925 マルセデス・ベンツ	4AA-214250	E200ステーションワゴン	普通・乗用	令和8年5月8日	○
926 マルセデス・ベンツ	4AA-236450C	CLE200カブリオレ	普通・乗用	令和8年5月15日	○
927 マルセデス・ベンツ	ZAA-243602C	EQB250+	普通・乗用	令和8年5月15日	
928 ルノー	3DA-KFK19K	カンゲー	普通・乗用	令和8年5月15日	
929 いすゞ	2SG-NJR88AM	エルブ	普通・貨物	令和8年6月5日	
930 いすゞ	2SG-NKR88AM	エルブ	普通・貨物	令和8年6月5日	
931 いすゞ	2SG-NLR88AM	エルブ	普通・貨物	令和8年6月5日	
932 いすゞ	2SG-NMR88AM	エルブ	普通・貨物	令和8年6月5日	
933 いすゞ	2SG-NMR88M	エルブ	普通・貨物	令和8年6月5日	
934 いすゞ	2SG-NPR88AM	エルブ	普通・貨物	令和8年6月5日	
935 いすゞ	3DF-NHR87AF	エルブミオ	小型・貨物	令和8年6月5日	
936 ニッサン	3DF-AHR87AF	アトラス	小型・貨物	令和8年6月5日	
937 ホンダ	5BA-FL1	シビック	普通・乗用	令和8年5月29日	
938 マツダ	3DF-LHR87AF	タイタン	小型・貨物	令和8年6月5日	
939 レクサス	4BA-GAYA16	LBX	普通・乗用	令和8年5月29日	
940 スズキ	4AA-WDB3S	プロングス	普通・乗用	令和8年5月31日	
941 スズキ	4AA-WEB3S	プロングス	普通・乗用	令和8年5月31日	
942 BMW	3BA-82GM20	BMW X2 M35i xDrive	普通・乗用	令和8年5月29日	
943 BMW	3CA-22GW20	BMW 523d xDriveツリーリング	普通・乗用	令和8年5月29日	
944 BMW	ZAA-12HH45	BMW i5 eDrive40ツリーリング	普通・乗用	令和8年5月29日	
945 BMW	ZAA-12HH89	BMW i5M60xDriveツリーリング	普通・乗用	令和8年5月29日	
946 BMW	ZAA-72GM67	BMW iX2 xDrive30	普通・乗用	令和8年6月12日	
947 ポルボ	ZAA-2E400A	ボルボ EX30	普通・乗用	令和8年5月29日	○
948 MINI	3BA-12GD15	MINI Cooper C	普通・乗用	令和8年6月12日	
949 MINI	3BA-22GD20	MINI Cooper S	普通・乗用	令和8年6月12日	
950 MINI	ZAA-12GC32	MINI Cooper E	普通・乗用	令和8年5月29日	
951 MINI	ZAA-22GC32	MINI Cooper SE	普通・乗用	令和8年5月29日	
952 MINI	ZAA-42GA33	MINI カントリーマン E	普通・乗用	令和8年6月12日	
953 MINI	ZAA-52GA67	MINI カントリーマン SE ALL4	普通・乗用	令和8年6月12日	
954 マルセデス・ベンツ	4AA-236362C	メルセデスAMG CLE53 4M+ C	普通・乗用	令和8年6月19日	○
955 BMW	4LA-232482C	メルセデスAMG SL63 S E P	普通・乗用	令和8年6月5日	○
956 BMW	3CA-42EG20T	BMW X1 xDrive20d	普通・乗用	令和8年7月17日	
957 マルセデス・ベンツ	4AA-465250C	メルセデスAMG G63	普通・乗用	令和8年7月17日	
958 マルセデス・ベンツ	ZAA-296955	メルセデス・マイバツハ EQS680	普通・乗用	令和8年7月3日	○
959 ニッサン	6AA-SFNC28	ゼレン	普通・乗用	令和8年8月23日	
960 ニッサン	6AA-SNC28	ゼレン	小型・乗用	令和8年8月23日	
961 フィアット	ZAA-FH1F1	600e	普通・乗用	令和8年7月24日	
962 フォルクスワーゲン	3AA-CJT15	ティグアーン 1.5 TSI	普通・乗用	令和8年8月7日	
963 プジョー	5AA-P51HN09	308	普通・乗用	令和8年8月21日	
964 マルセデス・ベンツ	ZAA-465600C	G580	普通・乗用	令和8年8月21日	
965 ジープ	ZAA-FH1JE	アベンジャー e-C4	普通・乗用	令和8年7月24日	
966 シトロエン	ZAA-C41ZK02	アベンジャー e-C4	普通・乗用	令和8年8月28日	
967 MINI	3BA-42GD15	MINI Cooper 5 Door C	普通・乗用	令和8年8月28日	
968 MINI	3BA-52GD20	MINI Cooper 5 Door S	普通・乗用	令和8年8月28日	
969 BMW	ZAA-52GM33	BMW iX2 eDrive20	普通・乗用	令和8年9月11日	
970 BMW	3BA-12GM15	BMW X2 sDrive18i	普通・乗用	令和8年9月11日	
971 フォルクスワーゲン	3AA-CJ15V	パサート 1.5 TSI	普通・乗用	令和8年9月11日	
972 フォルクスワーゲン	3LA-CJ15V	パサート GTE	普通・乗用	令和8年9月11日	
973 スバル	5AA-GUF	クロスレック	普通・乗用	令和8年9月11日	
974 マツダ	5AA-DREJ3R	MAZDA MX-30	普通・乗用	令和8年9月11日	
975 マツダ	3LA-DR8V3R	MAZDA MX-30	普通・乗用	令和8年9月11日	
976 マツダ	ZAA-DRH3R	MAZDA MX-30	普通・乗用	令和8年9月11日	
977 BMW	3AA-22GP20	BMW X3 20i xDrive	普通・乗用	令和8年9月18日	
978 BMW	3AA-72GP30	BMW X3 M50i xDrive	普通・乗用	令和8年9月18日	
979 BMW	3CA-12GR20	BMW X3 20d xDrive	普通・乗用	令和8年9月18日	
980 ポルシェ	3LA-G3SB	Panamera 4 e-hybrid	普通・乗用	令和8年9月18日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400 (DoIP方式) に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
999 いすゞ	2WG-NNS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
1000 いすゞ	2WG-NPS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
1001 UDT-トラック	2WG-BJS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1002 UDT-トラック	2WG-BKS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1003 UDT-トラック	2WG-BLS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1004 UDT-トラック	2WG-BMS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1005 UDT-トラック	2WG-BNS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1006 UDT-トラック	2WG-BPS88AM	カゼット	普通・貨物	令和9年5月21日	
1007 ニッサン	2WG-AJS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1008 ニッサン	2WG-AKS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1009 ニッサン	2WG-ALS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1010 ニッサン	2WG-AMS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1011 ニッサン	2WG-ANS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1012 ニッサン	2WG-APS88AM	アトラス	普通・貨物	令和9年5月21日	
1013 マツダ	2WG-LJS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1014 マツダ	2WG-LKS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1015 マツダ	2WG-LLS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1016 マツダ	2WG-LMS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1017 マツダ	2WG-LNS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1018 マツダ	2WG-LPS88AM	タイタン	普通・貨物	令和9年5月21日	
1019 プジョー	5AA-P24HN09	2008	普通・乗用	令和9年5月28日	
1020 ポルシェ	3LA-G3TB	Panamera 4 e-hybrid	普通・乗用	令和9年5月30日	
1021 ポルシェ	3LA-G3TC	Panamera 4S e-hybrid	普通・乗用	令和9年5月30日	
1022 ポルシェ	3LA-G3TE	Panamera Turbo	普通・乗用	令和9年5月30日	
1023 ポルシェ	3LA-G3TF	Panamera Turbo S	普通・乗用	令和9年5月30日	

・ISO13400順に「O」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

令和7年5月31日 時点

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
940 UDT-トラック	2PG-BYL77DM	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
941 UDT-トラック	2PG-BYL77DZ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
942 UDT-トラック	2PG-BYL77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
943 UDT-トラック	2PG-BYL77DA	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
944 UDT-トラック	2RG-BXZ77DT	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
945 UDT-トラック	2PG-BXZ77DT	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
946 UDT-トラック	2PG-BY277DM	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
947 UDT-トラック	2PG-BY277D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
948 UDT-トラック	2PG-BY277DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
949 UDT-トラック	2PG-BYX77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
950 UDT-トラック	2RG-BXV77DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
951 UDT-トラック	2PG-BXV77DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
952 UDT-トラック	2PG-BYV77DJ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
953 UDT-トラック	2PG-BYV77DY	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
954 UDT-トラック	2PG-BYV77DU	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
955 UDT-トラック	2PG-BYH77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
956 UDT-トラック	2PG-BYJ77DL	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
957 UDT-トラック	2PG-BYJ77DZ	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
958 UDT-トラック	2PG-BYJ77D	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
959 UDT-トラック	2PG-BYJ77DA	—	普通・貨物	令和8年12月18日	
960 シトロエン	3AA-C41HN09	C4	普通・乗用	令和9年1月15日	
961 BMW	3AA-12GV20	BMW 523i ツーリング	普通・乗用	令和9年1月15日	
962 ポルシェ	ZAA-J1SM21	Taycan 4	普通・乗用	令和9年1月29日	
963 ポルシェ	ZAA-J1SQ	Taycan GTS	普通・乗用	令和9年1月29日	
964 ジープ	3AA-BV15	レネゲード	普通・乗用	令和9年1月29日	
965 MINI	3BA-12GX20	MINI クーパー コンバーチブル C	普通・乗用	令和9年1月29日	
966 MINI	3BA-22GX20	MINI クーパー コンバーチブル S	普通・乗用	令和9年1月29日	
967 MINI	3BA-32GD20	MINI JCW	普通・乗用	令和9年1月29日	
968 MINI	3BA-32GX20	MINI JCW コンバーチブル	普通・乗用	令和9年1月29日	
969メルセデス・ベンツ	4LA-192382C	メルセデスAMG GT63 SE P C	普通・乗用	令和9年2月5日	O
970 アウディ	ZAA-GH01A	アウディ A6 e-tron エアス	普通・乗用	令和9年2月5日	
971 アウディ	ZAA-GH01S	アウディ A6 e-tron	普通・乗用	令和9年2月5日	
972 アウディ	ZAA-GH1SA	アウディ S6 e-tron エアス	普通・乗用	令和9年2月5日	
973 MINI	ZAA-12HF32	MINI JCW E	普通・乗用	令和9年2月12日	
974 MINI	ZAA-22HF32	MINI JCW Aceman E	普通・乗用	令和9年2月12日	
975 ルノー	3AA-HJBH5HH	キャプチャー	普通・乗用	令和9年2月12日	
976 BMW	3CA-22GF20	BMW 120d/BMW 220dグランクーペ	普通・乗用	令和9年2月19日	
977 アウディ	3AA-GU20A	アウディ Q5 TFSIq エアス	普通・乗用	令和9年3月5日	
978 アウディ	3AA-GU20S	アウディ Q5 TFSIq	普通・乗用	令和9年3月5日	
979 アウディ	3AA-GUSA	アウディ SQ5 エアス	普通・乗用	令和9年3月5日	
980 アウディ	3AA-GUSS	アウディ SQ5	普通・乗用	令和9年3月5日	
981 BMW	3LA-82GV44	BMW M5 ツーリング	普通・乗用	令和9年3月5日	
982 フォルクスワーゲン	ZAA-EB01	ID. Buzz	普通・乗用	令和9年3月12日	
983 フォルクスワーゲン	ZAA-EB01L	ID. Buzz LWB	普通・乗用	令和9年3月12日	
984 ヒョンデ	ZAA-B1511	INSSTER	小型・乗用	令和9年3月26日	O
985 ヒョンデ	ZAA-B1521	INSSTER	小型・乗用	令和9年3月26日	O
986メルセデス・ベンツ	4BA-192378C	メルセデスAMG GT63 4M+クーペ	普通・乗用	令和9年4月2日	O
987 アルファロメオ	ZAA-FH1AR	ジュニア エレトリカ	普通・乗用	令和9年4月23日	
988 アルファロメオ	3AA-FH1ARM	ジュニア イブリダ	普通・乗用	令和9年4月23日	
989 スバル	5BA-LA850F	ステラ	軽・乗用	令和9年4月23日	
990 スバル	5BA-LA860F	ステラ	軽・乗用	令和9年4月23日	
991 ヒョンデ	ZAA-HA861	KONA	普通・乗用	令和9年5月14日	O
992 ヒョンデ	ZAA-HA871	KONA	普通・乗用	令和9年5月14日	O
993 BYD	ZAA-UKXYAS	SEALION 7	普通・乗用	令和9年5月14日	
994 BYD	ZAA-UKXYTS	SEALION 7	普通・乗用	令和9年5月14日	
995 いすゞ	2WG-NJS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
996 いすゞ	2WG-NKS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
997 いすゞ	2WG-NLS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	
998 いすゞ	2WG-NMS88AM	エルフ	普通・貨物	令和9年5月21日	

・ISO13400順に「O」が記載された車両のOBD検査では、通信プロトコルISO13400（DoIP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。

・OBD検査開始日が到来していても初年度登録年月又は初年度検査年月から10か月経過していない場合にはOBD検査の実施は不要です。



令和7年4月から、二輪の小型自動車※1の 新車新規検査・継続検査がOSSの対象手続となります。

※1 道路運送車両法に基づく、総排気量250cc超、定格出力1.0kW超、幅1.3m超、高さ2.0m超、長さ2.5m超の二輪の小型自動車が対象です。



窓口訪問が不要！

手続のために、各行政機関を訪れる必要がありません。ただし、運輸支局の窓口等で「車検証等」を受け取る必要があります。



24時間365日申請可！

24時間365日いつでもどこからでも申請できます。



キャッシュレス対応！

インターネットバンキング等のキャッシュレス納付を利用できます。

小型二輪OSSの導入に合わせて、二輪の小型自動車の
継続検査に必要な紙の納税証明書の提示が原則不要になります。※2

※2 OSS申請だけでなく、窓口申請時も対象になります。

なお、軽自動車税の納付確認ができない場合は、従前通り紙の納税証明書の提示が必要になります。

令和6年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和7年3月末現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
山形 1	令和6年9月	保安基準適合証の交付停止 25日	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。
宮城 2	令和6年9月	保安基準適合証の交付停止 40日間 検査員の解任 1名	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・不正改造状態で適合証を交付した。(1台) ・指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

訪問特定整備

マ ニ ュ ア ル

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

はじめに

従来までの道路運送車両法では、自動車特定整備事業者に対して、運輸局長の認証を受けた事業場の特定整備作業場内で特定整備を実施するよう、規定・指導されてきたところです。

昨今、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自身の自動車を自動車特定整備事業者の認証工場に持ち込むことなく、自宅や自社の整備場等で特定整備を受けられるニーズが高まっていることを受け、令和7年3月31日に道路運送車両法施行規則の改正、告示、関係通達の改正が行われ「訪問特定整備制度」が創設されました。

訪問特定整備制度では、実施場所の要件や訪問特定整備士に任命するための要件、また、実際に作業ができる特定整備作業等が規定されており、本書では、関係する省令、告示、通達の内容を要約して掲載するとともに、一般的な業務の流れについてイラスト等を添えて説明しております。

訪問特定整備制度の活用を検討されている、または、実際に活用される整備事業者におかれましては、本書をご活用いただき、訪問特定整備制度の適正な運営とともに、自動車整備業界の健全な発展にご尽力頂きますようお願い致します。

令和7年4月

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
会長 **喜谷 辰夫**

用語について

	用 語	説 明
1	訪問特定整備	自社の事業場外の十分な設備・機器を有する場所で行う特定整備
2	限定訪問特定整備	自社の事業場外の自動車ユーザーの自宅駐車場等で行う特定整備
3	訪問特定整備等	訪問特定整備及び限定訪問特定整備の総称
4	訪問特定整備等事業者	訪問特定整備等を実施する自動車特定整備事業者として所定の届け出を行った事業者
5	訪問特定整備士	1級又は2級の自動車整備士の資格を保有し、一定の要件を満たした者であって、所定の届け出を行った者
6	準訪問特定整備士	3級の自動車整備士の資格を保有し所定の届け出を行った者
7	訪問車体・電気装置整備士	自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の資格を保有し所定の届け出を行った者
8	訪問特定整備士等	訪問特定整備士及び準訪問特定整備士、訪問車体・電気装置整備士の総称
9	訪問特定整備等管理者	整備主任者であって所定の届け出を行い訪問特定整備等の統括管理をする者
10	訪問特定整備等補助者	高度な管理手法をする際の訪問特定整備等管理者の補佐
11	高度な管理手法	準訪問特定整備士を割り当てる際に行う手法
12	訪問特定整備等リスト	届出に必要なデータリスト
13	訪問特定整備士証	訪問特定整備士の身分を証する書類
14	訪問特定整備等教育	訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育
15	データ	電磁的記録と同義

目 次

第Ⅰ章 訪問特定整備制度について

1. 訪問特定整備	6
2. 限定訪問特定整備	8

第Ⅱ章 訪問特定整備等を行うために必要な事項

1. 訪問特定整備等を行う前に準備・確認すること	10
2. 訪問特定整備等を実施する際に必要なこと	21
3. 訪問特定整備等を実施する際に必要な教育	25
4. 行政（管轄する運輸支局等）に報告義務のある事項	26
5. 第三者機関の確認	27

第Ⅲ章 訪問特定整備等の業務の流れと注意事項

1. 依頼受付～依頼内容と作業場所の要件を確認【訪問特定整備等管理者】	29
2. 見積り書の作成【訪問特定整備等事業者】	29
3. 訪問特定整備士等の割り当て【訪問特定整備等管理者】	30
4. 身分証の提示【訪問特定整備士等】	30
5. 標識を掲示【訪問特定整備士等】	30
6. 依頼者に対する作業内容の説明及び依頼者からの同意取得	30
7. 作業前の写真撮影【訪問特定整備士等】	31
8. 作業開始指示【訪問特定整備等管理者】	31
9. 作業開始～作業中【訪問特定整備士等】	32
10. 整備作業の内容説明と依頼者の同意取得・作業後の写真撮影	33
11. 作業完了の確認【訪問特定整備等管理者】	33
12. 帳票類の保存【訪問特定整備等事業者】	34

第Ⅳ章 証票等の様式

1. 訪問特定整備等リストの様式	35
2. 訪問特定整備等事業者の証票の様式	43
3. 訪問特定整備士証の様式	44

参考資料1 国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」	45
---------------------------------------	----

参考資料2 行政処分に係るご案内	45
------------------------	----

第 I 章

訪問特定整備制度について

訪問特定整備制度とは、自動車特定整備事業者が自社の特定整備の認証を受けている整備事業場以外の場所で特定整備の実施が可能となる制度です。

本制度において、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類に分けられており、これを総称して、「訪問特定整備等」といいます。

本章では、訪問特定整備等として実施可能な作業内容や作業場所の説明をします。

制度のポイント

●訪問特定整備制度の種類

訪問特定整備制度では、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります。

「訪問特定整備」とは、自社の整備事業場以外の場所で、十分な設備・機器を有する場所（例：運送事業者の整備場など）において、特定整備を実施することを言います。

「限定訪問特定整備」とは、自社の整備事業場以外の場所で、自動車ユーザーの自宅駐車場等において、限定された作業範囲で特定整備を実施することを言います。

訪問特定整備制度の種類や詳細の要件については、6ページ以降で説明しておりますので、ご参照ください。

●依頼者の範囲

訪問特定整備等の依頼者は、自動車の使用者又は所有者、これらの代理人となります。

なお、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等（依頼者）から特定整備の作業を依頼された自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、別の訪問特定整備等事業者に対して、特定整備（訪問特定整備等を含む）を外注することはできません。（自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該自動車の使用者又は所有者の場合は依頼者として認められる。）



●訪問特定整備等として実施できる作業範囲

訪問特定整備制度で実施可能な作業は、従来より、地方運輸局長の認証を受けている自動車特定整備事業の種類（法第78条第2項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けた場合にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲）の範囲内となります。

また、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備については、本制度の対象外となりますので、訪問特定整備等で実施することはできません。

訪問特定整備等を実施する事業場の認証範囲

- ・ 認証を受けている自動車の種類
- ・ その他業務の範囲

訪問特定整備等で実施可能な範囲
(その他、詳細条件有り)

✓ Check Point

訪問特定整備等では、「認証を受けている範囲内」での作業が認められており、「電子制御装置整備」のみ認証を受けている場合は、限定訪問特定整備は作業範囲的に実施できませんが、訪問特定整備における電子制御装置整備作業は実施することができます。

また、認証を受けた自動車特定整備事業の種類に対応する作業であっても、作業場所の要件を満たさない場合は、訪問特定整備又は限定訪問特定整備として行うことができませんので、ご注意ください。

！ 注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点/台

法第94条の5-1項(いわゆる指定整備扱い)の整備として訪問特定整備を実施

※5台以上は取消

※保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。

● 訪問特定整備等の作業場所

作業場所は事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間の位置、または事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあることと定められております。

また、訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物では、訪問特定整備等は実施できません。

作業場所における詳細の要件は6～8ページをご参照ください。

訪問特定整備等を実施する
特定整備事業場

訪問特定整備等作業場所
として選定

NG

自社で所有する土地又は建物

(例) 同事業者が所有している土地で、既に廃止しており稼働はしていないが、認証設備等は残存している元別店舗。等

● 訪問特定整備士等の条件

訪問特定整備士等については、訪問特定整備等を行う事業場の従業員である必要があるとともに、複数の事業場の訪問特定整備士等になることはできません。

なお、訪問特定整備士等に任命するための要件も定められておりますので、詳細は15ページをご覧ください。

1. 訪問特定整備

訪問特定整備とは、訪問特定整備の作業開始日を含む連続した3日を超えない期間内（離島の場合は訪問特定整備の作業開始日を含む連続した5日を超えない期間内）で、自社の認証整備事業場以外の場所における特定整備の認証を受けている他社の事業場、もしくは認証は受けていないものの認証事業場と同等以上の性能を有する設備がある場所において、特定整備作業（分解整備、電子制御装置整備又はその両方）を実施することをいいます。

作業範囲としては、運輸局長から認証を受けている種類の範囲内において、全ての特定整備の実施が可能となり、作業場所の要件等は以下となります。

なお、当初届け出た作業期間を超えて、訪問特定整備を実施する場合は、作業期間の変更届出を運輸支局等に届け出る必要があります。（届出様式は35ページ以降をご参照ください。）

！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施

<ニーズ例>

運送事業者やレンタカー事業者など、大量に車両を所有している事業者から複数車両の点検整備等の依頼があった際に、その事業者が保有する作業場（認証の有無にかかわらず認証基準と同等以上の設備等が必要。）等において、特定整備を含んだ法定定期点検整備や一般整備を行う。

なお、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備は訪問特定整備の対象外となります。



●分解整備を行う場合の作業場所の要件

- ① 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の車両置場を有すること。
- ② 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の屋内作業場を有すること。
- ③ ②の屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検整備を実施するのに十分であること。
- ④ ②の屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること
- ⑤ ②の屋内作業場には、施行規則別表第五（※2）に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、②の屋内作業場に施行規則別表第五に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、⑤の要件を満たすものとみなす。

●電子制御装置整備を行う場合の作業場所の要件

- ① 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の車両置場を有すること。
- ② 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。）と兼用することができる。
- ③ ②の電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
- ④ ②の電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- ⑤ ②の電子制御装置点検整備作業場には、施行規則別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、②の電子制御装置点検整備作業場に施行規則別表第五（※2）に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、⑤の要件を満たすものとみなす。
- ⑥ 法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係わるものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

※1：屋内作業場や電子制御装置点検整備作業場、並びに車両置場の規模の基準を定める一覧表。（詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。）

※2：認証を受けている装置ごとに、必要な認証工具を定める一覧表。（詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。）

！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施（以下を含む）

- ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施
- ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施
- ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）

作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施

✓ Check Point

訪問特定整備（分解整備、電子制御装置整備）を実施する上で、訪問特定整備を行う場所においては、施行規則別表第五に掲げられている作業機械等が不足してはなりません。

ただし、訪問特定整備士等が、在籍する事業場に備えた作業機械等を持参することも認められております。

その場合、作業機械等を持ち出す自社の整備事業場において、認証機器が不足してはなりませんので、ご留意ください。

2. 限定訪問特定整備

限定訪問特定整備とは、自社の認証整備工場以外の場所で、認証事業場程度の設備等は有していないものの、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において、特定整備を行うことを言います。

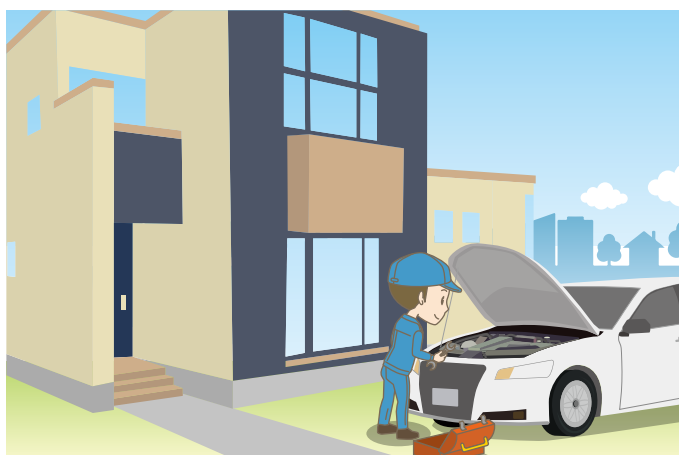
ただし、「小型の工具で作業が可能であること」といった点や「1～2時間程度で完了できる作業であること」といった点から、実施可能な特定整備作業が限定されております。

作業場所や実施可能な特定整備作業の要件等は以下のとおりです。

なお、限定訪問特定整備においては、特定整備を含む法定定期点検整備を実施することはできません。

<ニーズ例>

一般ユーザーが所有又は使用している車両のエンジンがかからなくなってしまったため（事前の問診によりスターター不良と思われる、限定訪問特定整備の範囲内で作業可能と判断）、認証を受けている整備工場の従業員が所有者または使用者の自宅の駐車場まで訪問の上、規定されている範囲内の特定整備を含むスターター交換作業を行う。

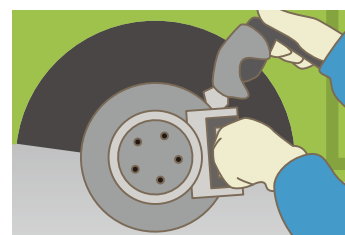


●作業場所の要件

- ① 限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側から50cm以上のスペースがあること。
- ② 屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに30cmを加えた高さ以上であること。
- ③ 作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。
- ④ 法第2条第6項の「道路」（道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。）又は共有の私道若しくは駐車場（駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。）でないこと。
- ⑤ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条の2に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。
- ⑥ 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。
- ⑦ そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。

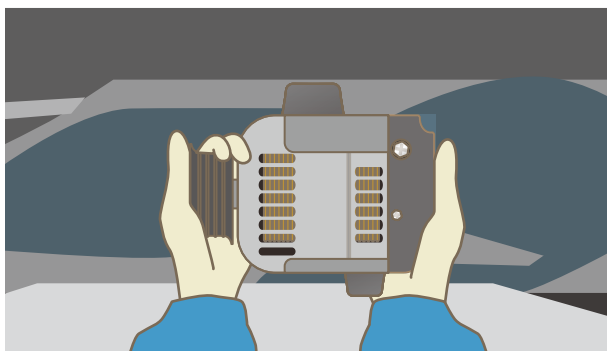
●限定訪問特定整備で実施できる特定整備作業

- ① 普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換。

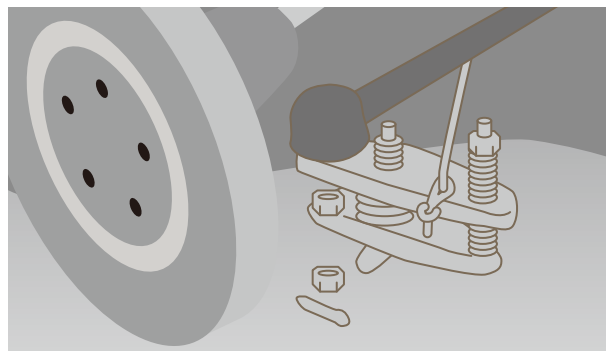


※イラストは作業の一例です。

- ② 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し



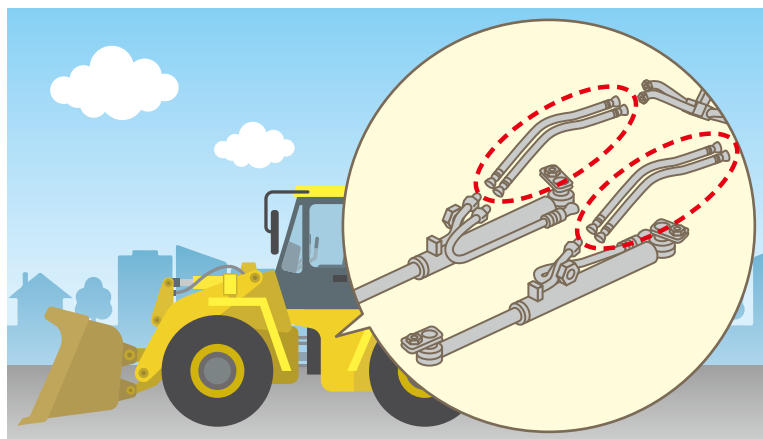
オルタネーター交換イメージ



タイロッド エンド 切離し

※イラストは作業の一例です。

- ③ 大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要な構造を有するものに限る。）の交換



※イラストは作業の一例です。

！ 注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点/台

限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施
 ※5台以上は取消
 ※法第48条-1項の点検又は法第94条の5-1項の整備として実施したものを含む
 ※自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む

✓ Check Point

- ・ 限定訪問特定整備で実施できる「ブレーキパッドの交換」については、事故・故障の要因によるものに限らず、通常使用により摩耗したブレーキパッドの交換も対象となります。なお、予防整備として行うブレーキパッドの交換は、限定訪問特定整備の対象外となります。
- ・ オルタネータを「原動機」としている車両におけるオルタネータの取り外しは、「原動機そのものの取り外し」に該当するため、限定訪問特定整備の対象外となります。

第II章

訪問特定整備等を行うために必要な事項

訪問特定整備等の事業を行う場合、運輸支局等への届出や、教育体制の構築など、事前の準備が必要となります。

また、「訪問特定整備等管理者」の選任や「訪問特定整備士等」の資格要件、訪問特定整備等の実施前後で行わなければならない事項等、法令や通達等で定められております。

本章では、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者が、円滑に訪問特定整備等の事業を開始できるよう、事前に準備が必要なことや、実際に事業を開始した後、訪問特定整備等事業者求められる事項等について説明します。

1. 訪問特定整備等を行う前に準備・確認すること

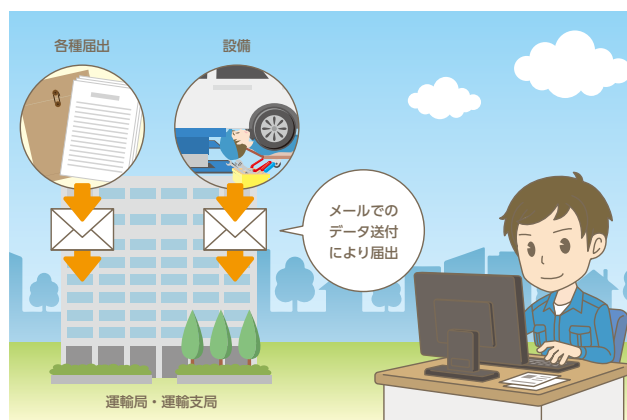
●訪問特定整備等を行おうとする際の運輸支局等への届出

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者においては、本事業の開始の日の前日までに、特定整備の認証事業場ごと（訪問特定整備等を行う事業場のみ）に運輸監理部長又は運輸支局長あてに電子メールにて以下の内容のデータを届出しなければなりません。

また、届出を行った内容に変更があった場合、変更後に初めて訪問特定整備等を行う日までに、新規届出時と同様、変更内容を電子メールにて届出する必要があります。

なお、届出に必要な情報を記録したデータを「訪問特定整備等リスト」といい、届出するための電子メールの宛先となるメールアドレスについては、以下のホームページに掲載されております。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html



届出の種類	届出が必要な様式 ※○を付した様式を届け出る必要あり				
	様式1	様式2	様式3-1	様式3-2-1	様式3-2-2
限定訪問特定整備の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○				
限定訪問特定整備の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○			
訪問特定整備(他事業場)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○		○		
訪問特定整備(他事業場)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○			○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が訪問特定整備に従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○

<訪問特定整備等リストの内容（様式は35ページ参照）>

- ① 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- ② 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍する事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号
- ③ 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士に関する次に掲げる事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
 - (エ) 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容（(ウ)の自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。）
 - (オ) 訪問特定整備等教育を受けた日
- ④ 訪問特定整備等を開始する日

また、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等事業を廃止した際、その日から30日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に電子メールを送信する方法により次の事項を届け出なければなりません。

- ① 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- ② ①の自動車特定整備事業者の訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍していた事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

✓ Check Point

- ・ 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者は運輸支局等への「届出」が必要とされておりますが、届出を行った後に支局等から確認結果や審査結果の連絡はございません。また、届出日が土日祝日であっても問題ありません。
- ・ 訪問特定整備等事業者の届出を電子メールで行う際、任意でCCに宛先を追加することが認められておりますので、所属の自動車整備振興会のメールアドレスを追加して、届出を行ってください。
※ CCで追加するメールアドレスは、所属の自動車整備振興会にご確認ください。

なお、運輸監理部長又は運輸支局長が、訪問特定整備等リストの他に必要があると認めるときは、必要な情報を記録したデータの提出を求められることとなっており、以下の場合において、必要情報を届け出る必要があります。

<訪問特定整備を実施する場合>

訪問特定整備を実施しようとする自動車特定整備事業者においては、以下の届出も必要となります。

- ① 訪問特定整備を行う場所の住所及び訪問特定整備等事業者の事業場から当該場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合に限る。）
- ② ①の場所が法第78条第1項の認証を受けた事業場（運輸局長等が特定整備事業の認証を行った事業場）（以下「他事業場」という。）の場合は、次の事項
 - a 他事業場について自動車特定整備事業の認証を取得した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス
 - b 他事業場の名称、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

- ③ ①の場所が他事業場ではない場合には、次の事項
- a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - d 部品整備作業場の面積
 - e 車両置場の間口、奥行
 - f 作業機械、作業計器、点検計器、点検装置及び工具の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数及び訪問特定整備を行う場所に備えられたものか又は訪問特定整備士、準訪問特定整備士若しくは訪問車体・電気装置整備士が持参するものかの別
 - g 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する電磁的記録
 上記の電磁的記録については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の電磁的記録であること。
 - h 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号（自動運行装置関係）の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる電磁的記録
 - i 当該場所の平面図及び写真
- ④ ①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間（始期の年月日及び終期の年月日）
- ⑤ ①の場所において、④の期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車（以下「対象自動車」という。）の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類
- ⑥ 訪問特定整備を実施する作業場の使用に関する契約書等の電磁的記録（訪問特定整備等事業者が支障なく、④の期間、当該作業場を使用することができる旨明確に定められた賃貸借契約書等の電磁的記録）

<準訪問特定整備士に訪問特定整備等を行わせようとする場合>

準訪問特定整備士（※）を立てる場合には、次の届出も必要になります。

- ① 「高度な管理手法（※）」を用いた統括管理業務の手順
 - ② 訪問特定整備士等の任命のルールの内容
 - ③ 訪問特定整備等補助者に関する次に掲げる事項
 - a 氏名
 - b 生年月日
 - c 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
- ※ 「準訪問特定整備士」とは…15ページ参照
- ※ 「高度な管理手法」とは…16ページ参照



！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点	訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出
違反点数：15点	訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出

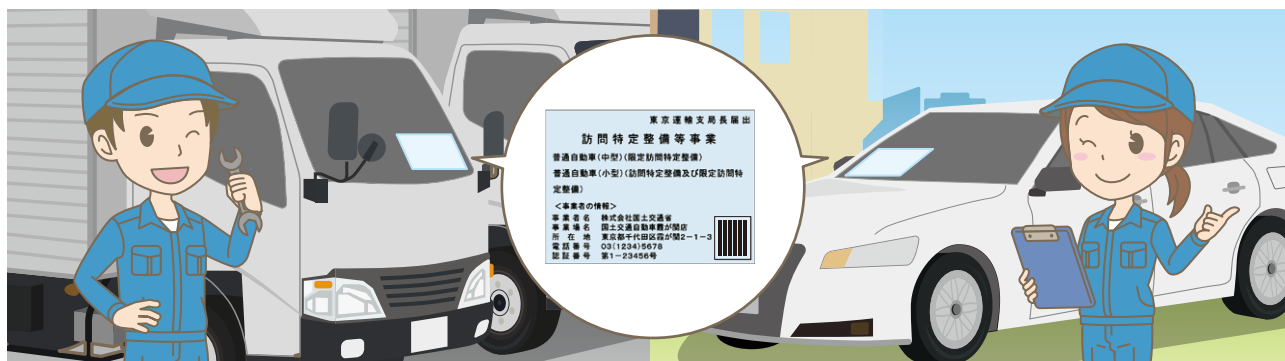
＜訪問特定整備等作業中の事業場の体制の例外規定に該当する場合＞

19ページの例外規定（従業員が2人しか在籍していない認証工場の場合）に該当する場合には、訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記録したデータ（様式は42ページ参照）

●訪問特定整備等事業者の証票掲示

訪問特定整備等の届出を行った事業者は、訪問特定整備等を行う場所において、公衆の見やすいように、証票を表示する必要があるため、以下の様式にて証票を準備する必要があります。

また、自ら管理するウェブサイトにおいても、当該証票を掲載して公衆の閲覧ができるようにする必要があります。トップページや作業の予約申込みページ等、依頼者が容易に確認できるページに、訪問特定整備等事業を廃止しない限り、常に掲載しなければなりません。（証票の様式は43ページ参照）

**！注意事項(関連違反事項)！**

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点	訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない ※自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む
---------	---

●自社のウェブサイトに料金表を掲載

訪問特定整備等の作業に係る料金を自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供するよう定められており、トップページや作業の予約申込みページ等、依頼者が容易に確認できるページに掲載しなくてはなりません。掲載の際、自動車の種類を区分し、作業別の料金、旅費、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和



四十五年法律第百三十七号) 第2条第1項の「廃棄物」をいう。以下同じ。) の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記載し、また、掲載する料金により、行う訪問特定整備等の作業の内容を明確にしてください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：10点

訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切

違反点数：2点

訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない

✓ Check Point

訪問特定整備等の作業料金は、事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはなりません。

●訪問特定整備等管理者の選任

訪問特定整備等事業者は、整備主任者のうち、少なくとも一人を「訪問特定整備等管理者」として選任し、訪問特定整備等に関して統括管理させなければなりません。

そして、訪問特定整備等管理者は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができません。

なお、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、以下の統括管理業務等は、当該訪問特定整備等管理者以外の訪問特定整備等管理者が行う必要があります。



<訪問特定整備等管理者の業務例>

1. 訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認。
2. 依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認。
3. 依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示。
4. 依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等に対する訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録。
5. 訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後にできれば確認として、次の確認を行うこと。
 - (ア) 依頼者に説明した必要となると認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。
 - (イ) 概算見積りを記録したデータ(作業指示書)の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。
 - (ウ) 訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。
 - (エ) 訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。
 - (オ) 訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録
6. 5のできれば確認を行った後に特定整備記録簿に法第91条第1項各号、施行規則62条の2各号に規定する事項及び第4 10(※)に規定する事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと。
7. 依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等による訪問特定整備等の作業完了の確認。

※詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。

また、「高度な管理手法」を採用している場合には、訪問特定整備等管理者は前述の業務と併せて、高度な管理手法を用いて以下の業務（例） も行う必要があります。

<高度な管理手法による訪問特定整備等管理者の業務例>

1. 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等を任命すること。
2. 訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理（必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等）を行うこと。
3. 訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するように行われるために必要な指示を行うこと。

※「高度な管理手法」とは…16ページ参照

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備（以下を含む）

- ・ 訪問特定整備等管理者がいない
- ・ 訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務

●業務に従事するための整備士資格の要件

訪問特定整備等に従事する者は保有する自動車整備士資格により、訪問特定整備士と準訪問特定整備士に分けられます。

訪問特定整備等に従事する整備士を「訪問特定整備士」といい、以下の要件を全て満たしている必要があります。

<訪問特定整備士の要件>

- ① 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること
- ② 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること
- ③ 所定の教育を受けたこと（25ページ訪問特定整備等教育）
- ④ 訪問特定整備士として、実施規程第三条第一項の規定により同項第三号イからホまでの事項が運輸監理部長又は運輸支局長に届け出られていること

なお、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格し、上記②から④の要件を満たしていれば、所定の設備が設置されている場所（6ページ、7ページの訪問特定整備の作業場所要件を参照）において、「訪問車体・電気装置整備士」として、電子制御装置整備（指定整備工場における指定整備の場合を除く。）に従事することができます。

また、3級自動車整備士においても、「準訪問特定整備士」として、上記②から④の要件を満たしており、以下のいずれかを満たす場合に限り、訪問特定整備等を実施することができます。

<準訪問特定整備士の要件>

- ① 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合
- ② 訪問特定整備等管理者が「高度な管理手法」により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

<「高度な管理手法」とは…>

「高度な管理手法」を採用することで、3級自動車整備士においても、準訪問特定整備士として、訪問特定整備等に従事することが可能となるものです。

その要件として、以下3点のすべてを満たす必要があります。

1. 訪問特定整備等管理者において、訪問特定整備士や準訪問特定整備士の統括管理業務等を、WEBカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うこと。
2. 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。
3. 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要なデータの交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。



！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備を実施

✓ Check Point

訪問特定整備士等に必要な要件である「実務経験3年以上」とは、複数の事業場に所属していた場合においても、過去の整備士歴を合算した年数で差し支えありません。

なお、訪問特定整備士等になるにあたっては、作業場所において主に一人で作業を行うこととなり、臨機応変に適切な作業を行う能力を備えている必要があることから、訪問特定整備士等の必要な要件を満たす整備士資格の「技能検定の合格日以降」に特定整備に関し3年以上の実務の経験を有することが必要となります。

●訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

訪問特定整備等の実施中、訪問先において訪問特定整備等の作業に着手したものの、作業を完遂することができず、事業場において作業を行う必要が発生した場合、事業場に入庫後すみやかに必要な作業を行えるようにしなければならないことから、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間も常に、自社の整備事業場においても、以下の要件をすべて確保しなければなりません。

なお、整備事業場で行う作業が、分解整備並びに電子制御装置整備、またはその両方の整備により、確保が必要な事業場の体制が異なります。

その際、訪問特定整備等事業者が常時その事業場に待機させる従業員は、待機中に入庫した自動車の点検整備を実施することができ、また、待機中において、業務上必要な行為に要する時間の範囲内であれば、当該事業場を不在にすることは問題ございません。



<分解整備を行う事業場の場合>

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）
- ② 事業場に少なくとも1人の1級又は2級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、2級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち1級、2級又は3級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を4で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数がある時は、これを1とする。）以上であること

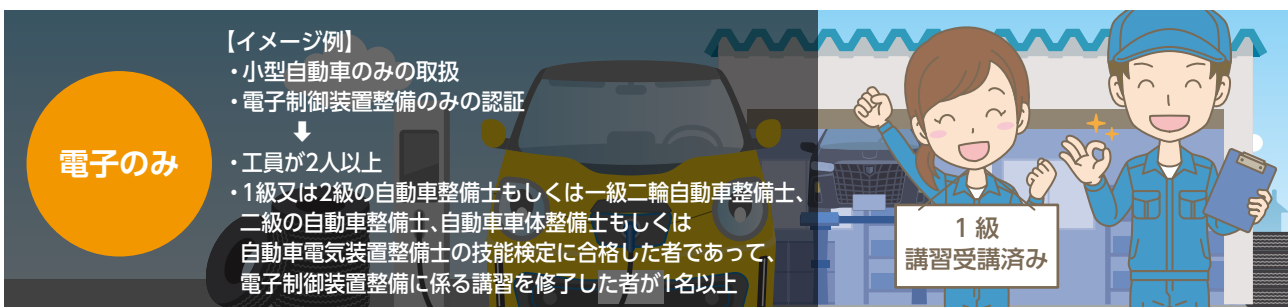
特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級又は2級の自動車整備士	1人以上
1級、2級又は3級の自動車整備士の全従業員に対する割合 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



<電子制御装置整備を行う事業場の場合>

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
- ② 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長等が行う講習を修了した者を待機させること。
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級の自動車整備士 1級二輪自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 2級の自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 自動車車体整備士(電子制御装置についての講習修了者) 自動車電気装置整備士(電子制御装置についての講習修了者)	1人以上
全従業員に対しての割合 1級、2級又は3級の自動車整備士 自動車車体整備士 自動車電気装置整備士 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)

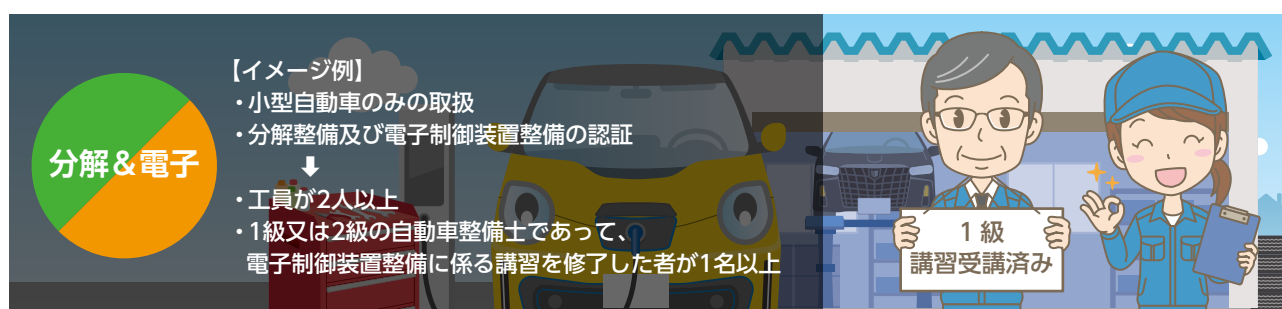


<分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の場合>

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

- ② 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長等が行う講習を修了した者を待機させること。
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数で四を除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三を除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級の自動車整備士 1級二輪自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 2級の自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者)	1人以上
1級、2級又は3級の自動車整備士の全従業員に対しての割合 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



<例外規定>

従業員が2人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月における持込み車検台数が5台以上（すなわち、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月において、検査を受けるために法第48条第1項の「点検」（いわゆる「定期点検」）のことをいう。）及び同条第2項において読み替えて準用する法第47条の2第3項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」）のことをいう。）を行い、運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が5台以上であること。）の事業場については、訪問特定整備等作業中の事業場の体制等の規定は適用されません。

ただし、訪問特定整備等事業者（当該事業者の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の「子会社等」をいう。）及び親会社等（同条第4号の2の「親会社等」をいう。）を含む。）が複数の事業場を有する場合はその限りではありません。

！ 注意事項(関連違反事項) ！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

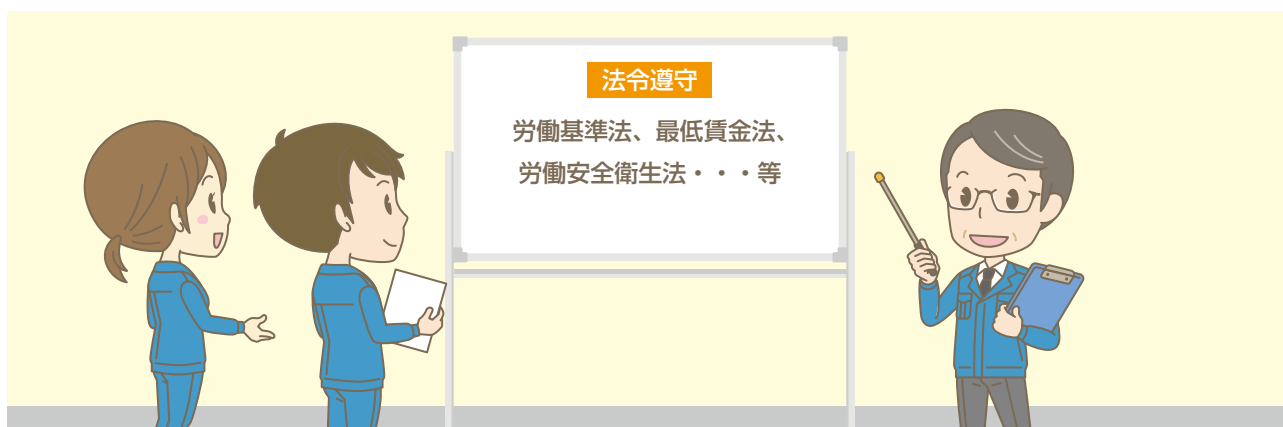
訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない

●訪問特定整備士等の安全及び健康の確保等

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件を、訪問特定整備士等と対等の立場において決定するとともに、訪問特定整備士等の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等の関係する法令を遵守する必要があります。

加えて以下の事項についても遵守することが定められています。

- ① 訪問特定整備等事業者は、②の場合を除き、訪問特定整備士等の時間外労働時間が月45時間かつ年360時間を上回らないようにするとともに、時間外労働時間と休日労働時間の合計が月100時間未満かつ2～6か月平均を80時間以内となるようにしなければならない。
- ② 臨時的な特別の事情があつて訪問特定整備等事業者と訪問特定整備士等が合意した場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等の労働時間に関し、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 時間外労働時間を年720時間以内とすること
 - イ 時間外労働時間と休日労働時間の合計を月100時間未満とすること
 - ウ 時間外労働時間と休日労働時間の合計について、「2か月平均」、「3か月平均」、「4か月平均」、「5か月平均」及び「6か月平均」の全てが1月当たり80時間以内とすること
 - エ 時間外労働時間が月45時間を超える月を年6か月以内とすること



●訪問特定整備等に係わる補償

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境の汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等に起因して生ずる損害を補償するため、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置を取ることが推奨されております。



2. 訪問特定整備等を実施する際に必要なこと

●訪問特定整備等管理者による統括管理

訪問特定整備等管理者が行う訪問特定整備等作業中の管理業務は、訪問特定整備等に関する統括管理、高度な管理手法を採用した場合の管理等が挙げられます。

統括管理の業務等は、WEBカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンライン機器を活用して行うことができます。

※「高度な管理手法」とは…16ページ参照

※訪問特定整備等に関する統括管理の業務例…14ページ参照

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備(以下を含む)

- ・訪問特定整備等管理者がいない
- ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務



●訪問特定整備等の証票を表示

訪問特定整備等を行う作業場所において、訪問特定整備等の作業時間中のみ、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面等、依頼者や公衆の見やすい場所に証票を表示する必要があります。(証票の様式は43ページ参照)

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点

訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない
※自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む



●訪問特定整備士等の身分を示す証票

訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士は、身分を証する証票（特定訪問整備士証）を携帯する必要がある、初回訪問時及び依頼者から求められたときは、これを提示しなければなりません。

提示方法は、スマートフォン、タブレット端末等に、訪問特定整備士証のデータを保存したものでも差し支えありません。

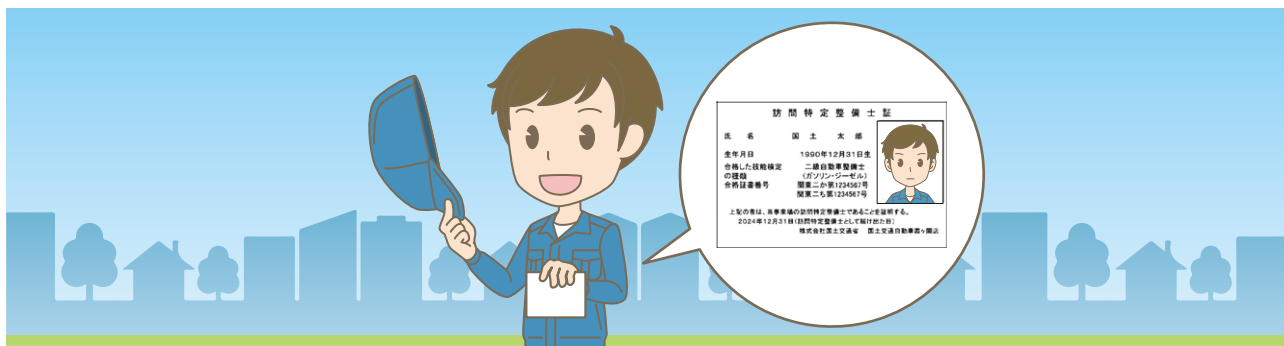
なお、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士証を交付した訪問特定整備士等をその職から解いたときは、当該訪問特定整備士等に対して訪問特定整備士証を破棄するよう指示しなければなりません。（証票の様式は44ページ参照）

！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：6点

訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示



●訪問特定整備等作業の依頼者への説明及び概算見積りや請求書・納品書等のデータの提供

訪問特定整備等の依頼者に対し、必要と認められる訪問特定整備等の内容及び必要性、訪問特定整備等を行う前の車両の状態について説明し、訪問特定整備等料金の概算見積りを記録しデータを提供しなければなりません。

また、訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した請求書又は納品書のデータを提供する必要があります。

なお、訪問特定整備等の作業前に行う依頼者に対する説明及び概算見積りを記録したデータの交付、また、作業後に行う依頼者に対する説明及び請求書又は納品書のデータの提供については、訪問特定整備等事業者の役員又は訪問特定整備士等を除く従業員が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。

<依頼者に対する作業前の説明>

訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び訪問特定整備等の作業を行う前の車両の状態について行ってください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：12点

作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等

<作業に係る料金の概算見積り>

訪問特定整備等を行う前に依頼者に提供する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータには、作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記録するものとされています。

<作業過程においての見積金額の変更>

訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録したデータを提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り(その内訳を含む。)について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。

また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータに依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録してください。

<依頼者に対する作業後の説明>

訪問特定整備等の作業後の依頼者に対する説明は、実際に行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について行ってください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：12点

作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等

<作業後の請求書等>

作業後に依頼者に対して請求する訪問特定整備等料金を記録した請求書又は納品書のデータには、依頼者に対して請求する作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記録してください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった

違反点数：2点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

✓ Check Point

概算見積り書や請求書等の帳票類については、訪問特定整備等事業者が交付するものとして、ユーザーに対してデータでの提供が求められております。

整備事業者のメールアドレスからユーザーにメールで送付する等の対応が必要となりますのでご注意ください（見積金額に変更があった場合においても同様です。）



●訪問特定整備等の作業に関する帳票類の保存

訪問特定整備等を実施した際、以下の帳票を2年間保存することが定められています。

- ・ 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証するデータ
- ・ 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータファイルの元データ
- ・ 訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データ
（訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件又は限定訪問特定整備の作業場所の要件を全て満たすことが分かるように撮影したもの。）
- ・ 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- ・ 交換した部品を撮影した画像データ
- ・ 依頼者に提供した請求書、納品書又は領収書のデータファイルの元データ



！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：12点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

✓ Check Point

「元データ」とは、事後的な編集が不可又は極めて困難なファイルとされており、例えば、ワード等で作成した場合は、当該ワードファイルの編集不可機能を有効にしたものや当該ワードファイルをPDFファイルに変換して編集不可機能を有効にしたもの、アプリ等の場合はアプリ画面のスクリーンショットで当該スクリーンショットの作成日時が分かるものなどを指します。

3. 訪問特定整備等を実施する際に必要な教育

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければなりません。

当該教育の対象者の要件や必要な教育内容は以下のとおり定められています。

<教育の対象者要件>

1. 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者
2. 最後に訪問特定整備等教育を受けた日から2年を経過した者

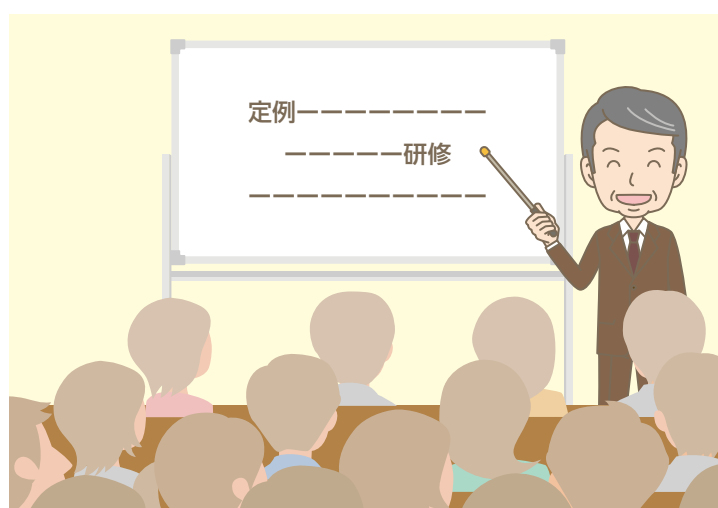
<必要な教育内容>

1. 訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力。
2. 訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力。
3. 限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識。
4. 限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力。
5. 訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件。
6. 1～5に規定するもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力。

<教育記録の作成・保存>

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育を行った場合、次の事項を記録したデータファイル（以下「訪問特定整備等教育記録」という。）を作成し、訪問特定整備等教育を実施した日から2年間、訪問特定整備等教育記録を保存しなければなりません。

- ア 訪問特定整備等教育の年月日
- イ 訪問特定整備等教育の内容、方法及び時間
- ウ 訪問特定整備等教育を行った者が特定できる情報
- エ 訪問特定整備等教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等（以下「訪問特定整備等管理者等」という。）として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報



<自動車整備振興会が行う教育・指導>

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が、教育の対象者に対して、自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受けさせた場合、当該自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等教育を行ったものとみなされます。

この場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育記録の作成・保存に代えて、自動車整備振興会が行う教育・指導の受講記録を保存してください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点

訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施

訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない

※訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む

※「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない」の項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

✓ Check Point

教育記録については、紙媒体での作成は認められておらず、データでの作成として定められておりますので、ご注意ください。

4. 行政（管轄する運輸支局等）に報告義務のある事項

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備制度で定められている規定に違反した場合、もしくは違反する恐れがある場合、または訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合は、直ちに、その旨を事業場を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告する義務があります。



<補足>

「訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次の場合を指します。

- ア 訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、「死亡」または「負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの」といった危害が発生した場合
- イ 火災が発生した場合

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った

※訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

5. 第三者機関の確認

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を実施する際の体制等について、相当の知見を有する第三者機関の確認を受ける必要があります。

ここで言う第三者機関とは、運輸監理部長又は運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する者を指します。

なお、当該第三者確認を受ける際、訪問特定整備事業者から第三者機関に対して申し出てください。当該第三者確認を受ける頻度については、以下のとおり定められており、事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告する必要があります。

- ① 訪問特定整備等を開始した日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上
- ② 最後に第三者評価を受けた日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上

また、第三者機関が行う確認は、訪問特定整備等事業者において、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているか確認を行い、その適否を決定されるものとなり、確認項目の例は次のとおりとなります。

- ① 訪問特定整備等管理者による統括管理業務が適切に行われているかどうか
- ② 訪問特定整備士等を適切に訪問特定整備等に従事させているかどうか
- ③ 訪問特定整備等教育が適切に行われているかどうか
- ④ 法第91条の3、施行規則第62条の2の2第1項及び実施規程第7条各号（※）に規定する事項に従い遵守しているかどうか

※詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。

なお、第三者確認の結果が「否」となったときは、事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の指導に基づき、速やかに訪問特定整備等を適切に行うことのできる体制を構築するために必要な措置を講じるか、あるいは、訪問特定整備等事業の廃止届を提出しなければなりません。



！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない

✓ Check Point

確認を行う第三者機関とは、管轄の運輸支局又は自動車整備振興会が該当します。

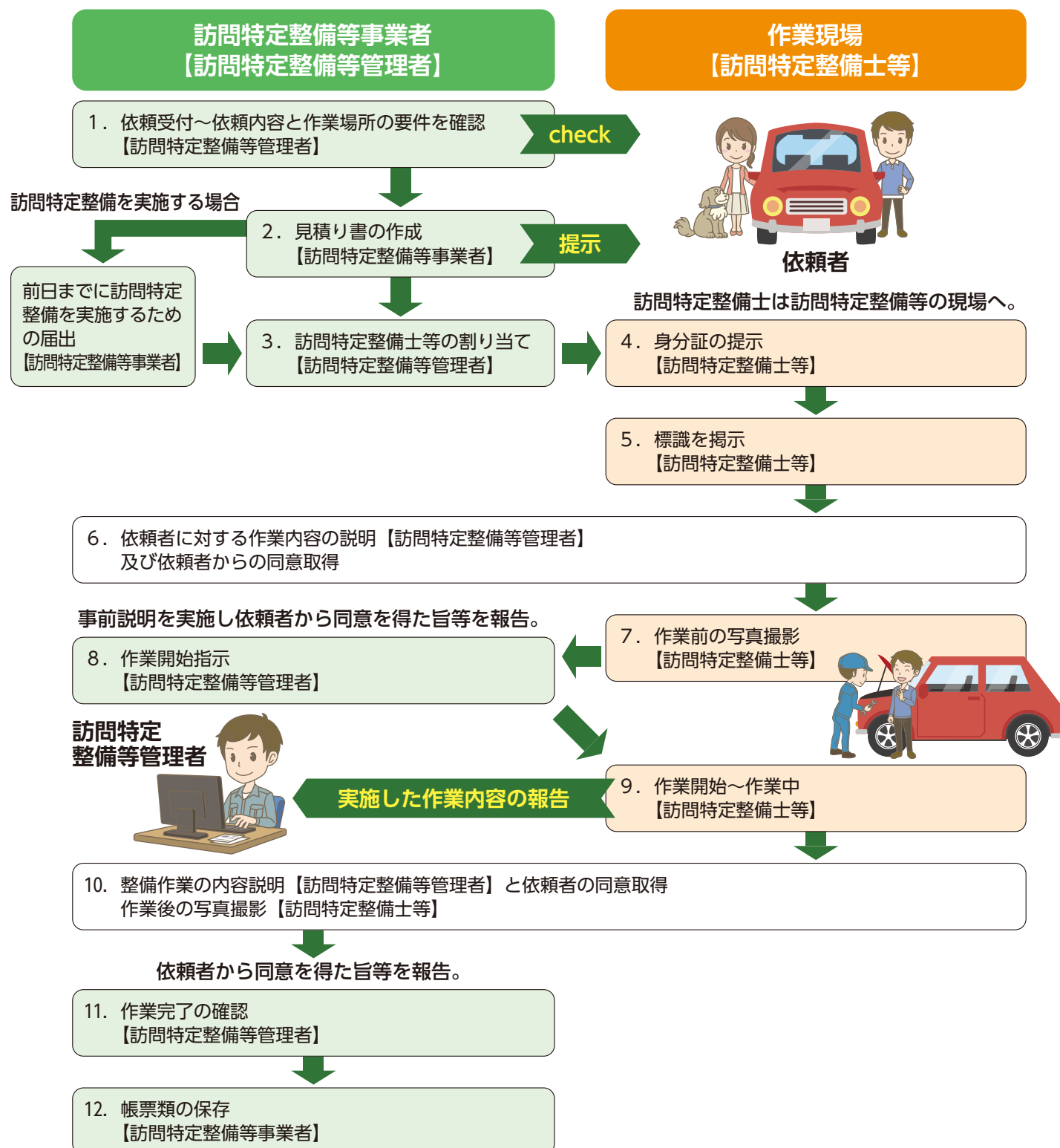
当該確認を受ける場合には、訪問特定整備等事業者からの申し出が必要となりますので、ご注意ください。

第Ⅲ章

訪問特定整備等の業務の流れと注意事項

本章では、訪問特定整備等を行う際の主な流れ等を説明しております。

当該内容は一例として示しておりますので、全ての整備事業者には当てはまるとは限りませんが、事業を行う際の参考にしてください。



1. 依頼受付～依頼内容と作業場所の要件を確認【訪問特定整備等管理者】

顧客からの依頼時の内容について、訪問特定整備又は限定訪問特定整備を行うことができるか、判断する。

<ケース1> 訪問特定整備の場合（6ページ参照）

顧客に対して、依頼される整備作業の内容について、詳細をヒアリングし自社で対応可能か判断します。また、指定の作業場所において、作業期間の上限である3日間（離島の場合は5日間）で作業を完了できるかについても、判断する必要があります。その後、管轄する運輸支局に対して、訪問特定整備を実施する際に必要な情報の届出を行います。

<ケース2> 限定訪問特定整備の場合（8ページ参照）

顧客に対し、所有する車両において、どのような症状が発生しているのか、より具体的なヒアリングを行い、限定訪問特定整備で対応が可能か、また、自社の訪問特定整備士等で対応が可能か、判断します。なお、指定される作業場の概要もヒアリングし、限定訪問特定整備の場所要件に適しているかについても、判断が必要です。



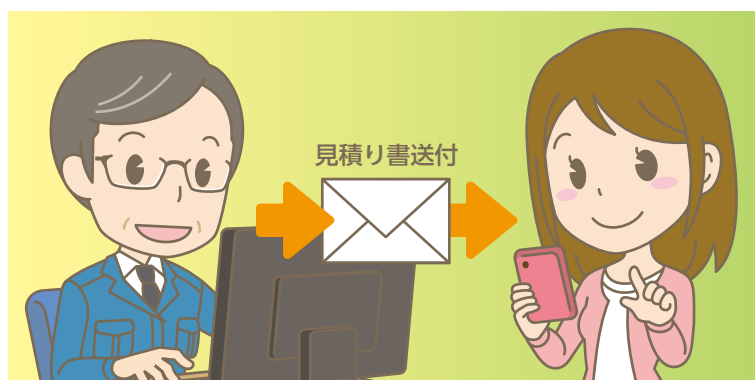
2. 見積り書の作成【訪問特定整備等事業者】

顧客からヒアリングした作業内容を基に、訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを作成し、データを提供する。

当該見積り書の内容として、作業工賃、部品価格、塗料価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記載。当該見積りを記録したデータを提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得た上で作業を行う。また、この場合、事業者控の料金概算見積りを記録したデータに依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておく。

<注意点>

訪問特定整備等の作業の依頼者に対する説明及び概算見積りを記録したデータの交付は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。



3. 訪問特定整備士等の割り当て【訪問特定整備等管理者】

訪問特定整備等管理者は訪問特定整備士又は準訪問特定整備士、訪問車体・電気装置整備士の知識及び技能から作業内容を適切に実施できる訪問特定整備士等を任命する。

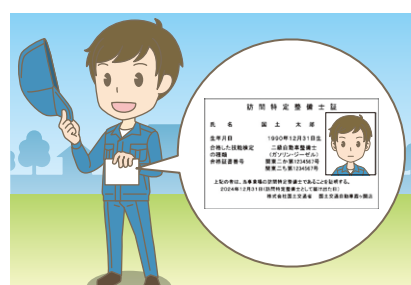
また、準訪問特定整備士を割り当てる場合は「高度な管理手法」により訪問特定整備等を適切に実施する



4. 身分証の提示【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備士等は、初回訪問時や依頼者から求められたときなど、特定訪問整備士証を提示する必要がある。

その際、スマートフォン、タブレット端末等に、訪問特定整備士証のデータを保存したものを提示しても差し支えない。



5. 標識を掲示【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備等を行う際、作業場所においても、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスの側面等、依頼者や公衆の見やすい場所に標識を掲示する。



6. 依頼者に対する作業内容の説明及び依頼者からの同意取得

訪問特定整備士等は依頼のあった内容を十分に確認し、車両状態及び点検又は整備の実施状況を参考に受入点検を行う。【訪問特定整備士等】

受入点検の結果を受けて、依頼者に対して作業内容等の説明を行う。【訪問特定整備等管理者】

説明の内容としては、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び訪問特定整備等の作業を行う前の車両の状態について行う。

説明後、訪問特定整備等を開始するにあたり依頼者の同意を得る。

当該同意書等に係るデータの保存方法の例は、以下のとおりとする。

- ① インターネットの画面上で依頼者に同意欄をクリックさせるとともに、依頼者の氏名を入力させ、これらの情報が記録されたデータを保存する方法。
- ② スマートフォン、タブレット等の電子機器に表示した同意書等のデータファイルに依頼者に電子サインをさせ、当該データファイルを保存する方法。



7. 作業前の写真撮影【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影する必要がありますが、作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものだけでなく、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号。自動車登録番号又は車両番号がない場合は、作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの。）を撮影したものも含める。また、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、追加作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものと並びに当該追加作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号。自動車登録番号又は車両番号がない場合は、作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの。）を撮影したものも含める。なお、交換した部品を撮影した画像データには、交換前の部品と交換後の部品が特定できる情報（部品番号等）も含めることとする。



8. 作業開始指示【訪問特定整備等管理者】

依頼者からの同意が得られ、訪問特定整備士等が問題なく作業を行うことができるかを判断し、作業開始の指示を出すとともに、作業開始時刻の確認及び記録も行う。

<注意事項>

以下の場合においては、訪問特定整備等管理者は作業開始の指示を出してはなりません。

1. 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等を適切に実施することのできる場所を確保できない場合。
2. 依頼者が訪問特定整備等の作業開始に同意しない場合。
3. 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合。
4. 依頼者から限定訪問特定整備の作業を実施するよう依頼を受けた車両について、限定訪問特定整備以外の特定整備の実施が必要と認められる場合。



9. 作業開始～作業中【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備等管理者から作業開始の指示を受けた後でなければ、訪問特定整備等の作業を開始してはならない。

訪問特定整備等事業者は、公害の防止その他の環境の保全を図るため、関係する法令及び条例を遵守するとともに、次に掲げる事項も遵守するものとする。

<注意事項>

訪問特定整備士等が、訪問先において訪問特定整備等の作業を行うことができなくなった場合等の取扱いは、以下のとおり定められています。

ア 訪問特定整備士等は、次に掲げる場合には、速やかに訪問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければならない。

- ① 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため安全に作業を継続することが困難となった場合。
- ② 訪問特定整備等の作業中に事故、周辺環境の汚染等が生じた場合。
- ③ 依頼者から依頼を受けた作業を完了させることが困難と認められる場合。
- ④ 予定された作業時間を大幅に超過するおそれがあると認められる場合。
- ⑤ 依頼者から作業内容、料金、その他訪問特定整備等の契約に関する問合せ又は苦情を受けた場合。
- ⑥ ①～⑤に掲げる場合のほか、訪問特定整備等の作業の実施にあたり問題が生じた場合。

イ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等からアの連絡を受けた場合、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断その他の必要な指示をしなければならない。

ウ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断を指示する場合には、依頼者に対して自らその理由や代償措置の内容等を説明しなければならない。

！ 注意事項（関連違反事項） ！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った
※訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。

<注意事項>

- ・ 訪問特定整備等を実施する場合には、廃棄物等が飛散若しくは流出し、フロン類が放出し、悪臭が生じ、又は騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・ 訪問特定整備等の実施により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第2条第1項の「廃棄物」をいう。）を、訪問特定整備等事業者の責任において、同法の定めるところにより適切に処理すること。



10. 整備作業の内容説明と依頼者の同意取得・作業後の写真撮影

訪問特定整備等の作業後の依頼者に対して、実際に行った訪問特定整備等の内容、訪問特定整備等の作業を行った後の車両の状態及び交換した部品について説明を行う。【訪問特定整備等管理者】

作業の終了後、特定整備記録簿を記載し、訪問特定整備等管理者（整備主任者）より、実施した特定整備に係るできれば確認を受けるとともに、点検整備記録簿（紙）の写しを依頼者に交付する。【訪問特定整備士等】

その後、作業の開始時と同様の方法で、依頼者の同意を得て、そのデータを保存する。

なお、作業前と同様に、整備を行った箇所や交換した部品等の写真を撮影し、保存しておくこと。

【訪問特定整備士等】



11. 作業完了の確認【訪問特定整備等管理者】

訪問特定整備等管理者は訪問特定整備士等が作業を行った後、できれば確認として、以下の確認を行う。

- ① 依頼者に説明した必要となると認められる訪問特定整備等が完了しているか。
- ② 概算見積りを記録したデータファイル（作業指示書）の内容どおりに特定整備が完了しているか
- ③ 訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないか。
- ④ 訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないか。
- ⑤ 訪問特定整備等を完了した時刻の確認及び記録

以上のできれば確認を行った後、特定整備記録簿が記載又は記録されているか、依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得られているか、作業がしっかり完了できているか、確認する。

訪問特定整備等の作業をした場合の特定整備記録簿については、次の事項を記載又は記録する。

- ① 訪問特定整備又は限定訪問特定整備のいずれを実施したかが分かること
- ② 訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地
- ③ ②の場所が他事業場の場合、その名称及び認証番号
- ④ 当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名

<補足>

特定整備記録簿に次に掲げる事項を記載又は記録するスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に次に掲げる事項を記載又は記録した別の書面（別のデータ）を保存すること（例えば、特定整備記録簿を書面で作成した場合は特定整備記録簿と別の書面をホチキス留めすること、特定整備記録簿をデータで作成した場合は、特定整備記録簿及び別のデータを一つのPDFファイルとすることなど）でも差し支えない。

■特定整備記録簿の記載例

① 訪問特定整備等を行った場所が他事業場以外の場合

- 「限定訪問特定整備」の実施場所
東京都千代田区霞が関2-2-2
- 担当訪問特定整備士
国土 太郎

② 訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合

- 「訪問特定整備」の実施場所（他事業場）
東京都千代田区霞が関2-1-3
- 上記他事業場の名称
国土交通自動車霞ヶ関店
- 上記他事業場の認証番号
第1-23456号
- 担当訪問特定整備士
国土 太郎



12. 帳票類の保存【訪問特定整備等事業者】

訪問特定整備等を実施した際に以下の帳票を2年間保存する

- ・訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証するデータ
- ・訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータファイルの元データ
- ・訪問特定整備等を行った場所が作業場所の要件をすべて満たしているかが分かる写真、画像データ
- ・訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- ・交換した部品を撮影した画像データ
- ・依頼者に提供した請求書、納品書又は領収書のデータファイルの元データ



第Ⅳ章

証票等の様式

本章では、訪問特定整備等を行う際、作成や準備等が必要となる証票等について、説明します。

1. 訪問特定整備等リストの様式

<様式1>

様式 1

訪問特定整備等の（変更）届出 （訪問特定整備等リスト）

年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

（注）該当しない項目は記載を省略することができます。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができます。（全ての項目に共通）

訪問特定整備の届出	※1	限定訪問特定整備の届出	※2
-----------	----	-------------	----

（注）訪問特定整備のみを行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備のみを行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「○」を入力するものとする。

1 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報

（ふりがな） 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	

2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

（ふりがな） 事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

3-① 訪問特定整備等管理者の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

3-② 訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

4 訪問特定整備等の開始

開始年月日	令和 年 月 日
-------	----------

<様式2>

様式2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた 統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命 のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

<様式3-1>

様式3-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	

5-②-1 他事業場の情報

(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----------------	---------------

5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) 口枠内の該当するものに○を記載すること。

<様式3-2-1>

様式3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	

5-③-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

5-③-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m () m	m () m	m ² () m ²	m () m	
車両置場	m	m	m ²		

5-③-3 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は 持参
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
作業計器	ノギス			
	トルク・レンチ			
	水準器			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	比重計			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用)		
		(ディーゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスタ			
	タイミング・ライト			
	シクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			

	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジラス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	ホイール・プーラ			
	ベアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケーター			
	部品洗浄槽			
備考				

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日
----------------	---------------

5-③-6 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

<様式3-2-2>

様式3-2-2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図

住 所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

<様式4>

様式4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ～ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

2. 訪問特定整備等事業者の証票の様式

東京運輸支局長届出	
訪問特定整備等事業	
普通自動車(中型)(限定訪問特定整備)	
普通自動車(小型)(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
11cm以上	
<事業者の情報>	
事業者名	株式会社国土交通省
事業場名	国土交通自動車霞が関店
所在地	東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号	03(1234)5678
認証番号	第1-23456号
15cm以上	
二次元コード ※事業者が自ら管理するウェブサイトにアクセスすることができるもの。	

<備考1>

訪問特定整備等事業者の証票は、図示の例により、届出を行った運輸監理部長名又は運輸支局長名、対象とする自動車の種類、対象とする作業の種類、事業者名、事業場名、事業場の所在地、電話番号及び認証番号並びに当該事業者が自ら管理するウェブサイトにアクセスすることのできる二次元コードをそれぞれ表示すること。

この場合において、対象とする自動車の種類は次の区分により表示し、対象とする作業の種類は「訪問特定整備」又は「限定訪問特定整備」の一方又は両方を表示すること。

- ・普通自動車（大型）（普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（中型）（普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（小型）（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特殊の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（乗用）（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・小型四輪自動車
- ・小型三輪自動車
- ・小型二輪自動車
- ・軽自動車
- ・大型特殊自動車

<備考2>

証票は、金属製若しくは合成樹脂製又はスマートフォン、タブレット等の電子機器に保存したデータファイルとし、証票の塗色は、水色地に黒文字とすること。

スマートフォン、タブレット等で掲示する場合も、同様の大きさが必要です。

3. 訪問特定整備士証の様式

(第1面)

8.56cm

訪問特定整備士証

氏名

生年月日 年(※1) 月 日生

合格した技能検定の種類

合格証書番号

写真

縦 3cm
横 2.4cm

(※2)

上記の者は、当事業場の訪問特定整備士／準訪問特定整備士／訪問車体・電気装置整備士(※3)であることを証明する。
年 月 日(訪問特定整備士／準訪問特定整備士／訪問車体・電気装置整備士(※3)として届け出た日)
訪問特定整備等事業者の氏名又は名称及び上記の者が在籍する事業場名

5.40cm

(第2面)

訪問特定整備事業者及び事業場の詳細

訪問特定整備等事業者の氏名又は名称

住 所

電 話 番 号

第1面の者が在籍する事業場の名称

所 在 地

電 話 番 号

認 証 番 号

(第1面)

8.56cm

訪問特定整備士証

氏名 国土太郎

生年月日 1990年12月31日生

合格した技能検定の種類 二級自動車整備士
(ガソリン・ディーゼル)

合格証書番号 関東二か第1234567号
関東二ち第1234567号

写真

縦 3cm
横 2.4cm

上記の者は、当事業場の訪問特定整備士であることを証明する。
2024年12月31日(訪問特定整備士として届け出た日)
株式会社国土交通省 国土交通自動車霞ヶ関店

40cm

(第2面)

訪問特定整備事業者及び事業場の詳細

訪問特定整備等事業者の氏名又は名称 株式会社国土交通省

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話 番 号 03(1234)5678

第1面の者が在籍する事業場の名称 国土交通自動車霞ヶ関店

所 在 地 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話 番 号 03(1234)5678

認証番号 第1-23456号

記載例

<備考>

- ① 西暦又は和暦を問わない。
- ② 原則として、一級～三級自動車整備士のうち合格した最上位のもののみ記載する。例外として、訪問車体・電気装置整備士の場合、「自動車車体整備士」又は「自動車電気装置整備士」と記載する。
- ③ 写真の規格は次のとおりとする。
 - ・本人のみ上半身から上が撮影されたもの
 - ・届出前6か月以内に撮影されたもの
 - ・無帽で正面を向いたもの（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く）
 - ・背景や影がないもの
- ④ 「訪問特定整備士」、「準訪問特定整備士」又は「訪問車体・電気装置整備士」のいずれかを記載するものとする。

参考資料 1

国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」

国土交通省では、自動車特定整備制度の創設に伴い、ホームページに以下の特設ページを設けています。
制度概要や関係する省令、実施規程、通達、申請様式やQ&A等が掲載されていますので、本マニュアルと併せてご確認ください。

URL:https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html



※トップページから該当ページへの進み方

国土交通省ホームページの「政策情報・分野別一覧」より「物流・自動車」を選択

⇒「自動車ユーザー・事業者等の皆様へ」の【事業者・運送者向け情報】より「自動車整備事業」を選択

⇒「自動車整備」より「訪問特定整備制度について」を選択

参考資料 2

行政処分に係るご案内

本マニュアルの文中においても、「注意事項(関連違反事項)」として掲載をしておりますが、訪問特定整備制度を活用するにあたり、法令等への違反行為を行った場合には、罰則が科せられます。

法令に反する行為を繰り返し行くと、事業の停止や認証の取消しを受けるだけでなく、これまでに築き上げたお客様からの信頼も失ってしまうこととなり、会社経営の危機に陥りかねません。

以下の表において、違反点数と事業の停止日数が取りまとめられておりますので、適正な訪問特定整備制度の運用を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

(以下の表は、通達「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」より抜粋)

事業停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10～19	10	100～109	55
20～29	15	110～119	60
30～39	20	120～129	65
40～49	25	130～139	70
50～59	30	140～149	75
60～69	35	150～159	80
70～79	40	160～169	85
80～89	45	170～179	90
90～99	50		

MEMO

MEMO

MEMO

訪問特定整備マニュアル

令和7年4月 初版発行

発行者 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
専務理事 島 雅之

発行所 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1
電話：03-3404-6141(代)

禁無断転載 不許複製



訪問特定整備

マニュアル

